

## 令和5年度神戸市水防計画修正内容(案)

- (1) 神戸市災害対策本部規程廃止に伴う、内容の修正
- (2) 改修工事完了に伴う、重要水防箇所の修正
- (3) 神戸土木事務所水防活動要綱の改訂に伴う、内容の修正
- (4) 要監視ため池一覧表の時点更新
- (5) その他文言整理

【参考資料】 神戸市水防計画（本編）新旧対照表  
神戸市水防計画（DB）新旧対照表

# 神戸市水防計画（案） 新旧対照表

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由																																																																																																																
水防	1	第2章 水防組織 (2) 水防事務分担は、 <u>神戸市災害対策本部規程（昭和43年4月訓令甲第2号）</u> に定める部が担当する事務分掌に基づき水防活動を実施する。	第2章 水防組織 (2) 水防事務分担は、 <u>地域防災計画</u> に定める部が担当する事務分掌に基づき水防活動を実施する。	規程の廃止 （該当の内容を危機管理室が地域防災計画に掲載予定）																																																																																																																
水防	2	3-2 要監視ため池 (神戸市経済観光局) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td style="text-align: center;">303</td> </tr> </table> * 要監視ため池の選定基準及び要監視ため池一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料4-1,4-2)	名 称	箇 所	ため池	303	3-2 要監視ため池 (神戸市経済観光局) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>名 称</th> <th>箇 所</th> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td style="text-align: center;">329</td> </tr> </table> * 要監視ため池の選定基準及び要監視ため池一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料4-1,4-2)	名 称	箇 所	ため池	329	調査結果を反映																																																																																																								
名 称	箇 所																																																																																																																			
ため池	303																																																																																																																			
名 称	箇 所																																																																																																																			
ため池	329																																																																																																																			
水防	2	3-1 水防地区 水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。 (1) 河川水防地区 (兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所・神戸市建設局) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="6">一・二級河川</th> <th colspan="2">準用、普通河川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水防上最も重要な箇所</th> <th colspan="2">次に重要な箇所</th> <th colspan="2">要注箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川数</td> <td>左岸</td> <td>8</td> <td>12,203m</td> <td>18</td> <td>15,070m</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6,590m</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>12,713m</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>15,350m</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6,590m</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>31</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> * 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表（神戸市水防計画防災データベース水防資料1-1~1-5）	名称	一・二級河川						準用、普通河川		水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		要注箇所		重要な箇所		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	河川数	左岸	8	12,203m	18	15,070m	10	11	6,590m	2	1,440m	右岸	15	10	12,713m	17	19	15,350m	10	11	6,590m	工作物	31	-	13	-	2	2	1,440m			3-1 水防地区 水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。 (1) 河川水防地区 (兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所・神戸市建設局) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="6">一・二級河川</th> <th colspan="2">準用、普通河川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水防上最も重要な箇所</th> <th colspan="2">次に重要な箇所</th> <th colspan="2">要注箇所</th> <th colspan="2">重要な箇所</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> <th>箇所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川数</td> <td>左岸</td> <td>8</td> <td>12,203m</td> <td>18</td> <td>15,070m</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6,590m</td> <td>1+</td> <td>1,340+</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>12,713m</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>15,350m</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6,590m</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>31</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1,440m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> * 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表（神戸市水防計画防災データベース水防資料1-1~1-5）	名称	一・二級河川						準用、普通河川		水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		要注箇所		重要な箇所		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	河川数	左岸	8	12,203m	18	15,070m	10	11	6,590m	1+	1,340+	右岸	15	10	12,713m	17	19	15,350m	10	11	6,590m	工作物	31	-	13	-	2	2	1,440m			重要水防箇所のうち1箇所について、改修工事の完了に伴い、指定基準に該当しないこととなったため。
名称	一・二級河川						準用、普通河川																																																																																																													
	水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所		要注箇所		重要な箇所																																																																																																												
	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量																																																																																																												
河川数	左岸	8	12,203m	18	15,070m	10	11	6,590m	2	1,440m																																																																																																										
	右岸	15	10	12,713m	17	19	15,350m	10	11	6,590m																																																																																																										
	工作物	31	-	13	-	2	2	1,440m																																																																																																												
名称	一・二級河川						準用、普通河川																																																																																																													
	水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		要注箇所		重要な箇所																																																																																																													
	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量																																																																																																												
河川数	左岸	8	12,203m	18	15,070m	10	11	6,590m	1+	1,340+																																																																																																										
	右岸	15	10	12,713m	17	19	15,350m	10	11	6,590m																																																																																																										
	工作物	31	-	13	-	2	2	1,440m																																																																																																												
水防	4	4-6 水防警報の伝達 	4-6 水防警報の伝達 	兵庫県水防活動要綱に適合																																																																																																																

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由
水防	17	<p>3. <u>神戸市広報紙防災特別号「くらしの防災ガイド」</u> (土砂災害・水害ハザードマップ)</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>神戸市広報紙防災特別号「くらしの防災ガイド」</u>を作成し洪水浸水想定区域を掲載している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。</p>	<p>3. 「くらしの防災ガイド」 (土砂災害・水害ハザードマップ)</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「くらしの防災ガイド」を作成し洪水浸水想定区域を掲載している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。</p>	表現の適正化

神戸市水防計画データベース（案） 新旧対照表

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由								
水 デ	目次	水防資料 2-1 雨水幹線水防地区の選定基準 -----12 水防資料 2-2 雨水幹線水防地区一覧表 -----12  水防資料 3-1 運河・海岸水防地区の選定基準 -----13 水防資料 3-2 運河・海岸水防地区一覧表 -----13  水防資料 4-1 要監視ため池の判定基準 -----14 水防資料 4-2 令和4年度 要監視ため池一覧表 -----16	水防資料 2-1 雨水幹線水防地区の選定基準 -----12 水防資料 2-2 雨水幹線水防地区一覧表 -----12  水防資料 3-1 運河・海岸水防地区の選定基準 -----13 水防資料 3-2 運河・海岸水防地区一覧表 -----13  水防資料 4-1 要監視ため池の判定基準 -----14 水防資料 4-2 令和5年度 要監視ため池一覧表 -----16	時点更新								
水 デ	1	<table border="1"> <tr> <td>法崩れ・すべり</td> <td>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。</td> <td>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</td> </tr> </table>	法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	<table border="1"> <tr> <td>法崩れ・すべり</td> <td>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</td> </tr> </table>	法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	兵庫県水防活動要綱改訂のため		
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。										
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。										
水 デ	2	<table border="1"> <tr> <td>水衝・洗堀</td> <td>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。</td> </tr> </table>	水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。	<table border="1"> <tr> <td>水衝・洗堀</td> <td>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。</td> <td>洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。</td> </tr> </table>	水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。	兵庫県水防活動要綱改訂のため
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。									
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。									



修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由																																																																																																				
水デ	2	<p>工作物 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	<p>工作物 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	兵庫県水防活動要綱改訂のため																																																																																																				
		<table border="1" data-bbox="557 737 1368 800"> <tr> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸間</td> <td></td> <td></td> <td>陸間が設置されている箇所</td> </tr> </table> <p>備考 1 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。(表1、表2)</p> <p>表1 計画余裕高</p> <table border="1" data-bbox="557 856 1329 953"> <tr> <th>項</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>計画高水流量(m<sup>3</sup>/s)</td> <td>200未満</td> <td>200以上、500未満</td> <td>500以上、2,000未満</td> <td>2,000以上、5,000未満</td> <td>5,000以上、10,000未満</td> <td>10,000以上</td> </tr> <tr> <td>計画高水位に加える値(m)</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> </tr> </table> <p>表2 天端幅</p> <table border="1" data-bbox="557 989 1181 1150"> <tr> <th>項</th> <th>計画高水流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>天端幅(m)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>500未満</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>500以上</td> <td>2,000未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,000以上</td> <td>5,000未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5,000以上</td> <td>10,000未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10,000以上</td> <td>7.0</td> </tr> </table> <p>備考 2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、開運、農改等一定規模河川改修工事の完了箇所はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の箇所は平均降雨強度50mm/hrとし、合流式により算出した流量を計画高水流量とする。</p>	旧川跡				陸間			陸間が設置されている箇所	項	1	2	3	4	5	6	計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上、500未満	500以上、2,000未満	2,000以上、5,000未満	5,000以上、10,000未満	10,000以上	計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0	項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅(m)	1	500未満	3.0	2	500以上	2,000未満	4.0	3	2,000以上	5,000未満	5.0	4	5,000以上	10,000未満	6.0	5	10,000以上	7.0	<table border="1" data-bbox="1614 737 2454 800"> <tr> <td>旧川跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸間</td> <td></td> <td></td> <td>陸間が設置されている箇所</td> </tr> </table> <p>備考 1 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。(表1、表2)</p> <p>表1 計画余裕高</p> <table border="1" data-bbox="1614 856 2415 953"> <tr> <th>項</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>計画高水流量(m<sup>3</sup>/s)</td> <td>200未満</td> <td>200以上、500未満</td> <td>500以上、2,000未満</td> <td>2,000以上、5,000未満</td> <td>5,000以上、10,000未満</td> <td>10,000以上</td> </tr> <tr> <td>計画高水位に加える値(m)</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> </tr> </table> <p>表2 天端幅</p> <table border="1" data-bbox="1614 989 2237 1150"> <tr> <th>項</th> <th>計画高水流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>天端幅(m)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>500未満</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>500以上</td> <td>2,000未満</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,000以上</td> <td>5,000未満</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5,000以上</td> <td>10,000未満</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10,000以上</td> <td>7.0</td> </tr> </table> <p>備考 2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、開運、農改等一定規模河川改修工事の完了箇所はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の箇所は平均降雨強度50mm/hrとし、合流式により算出した流量を計画高水流量とする。</p>	旧川跡				陸間			陸間が設置されている箇所	項	1	2	3	4	5	6	計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上、500未満	500以上、2,000未満	2,000以上、5,000未満	5,000以上、10,000未満	10,000以上	計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0	項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅(m)	1	500未満	3.0	2	500以上	2,000未満	4.0	3	2,000以上	5,000未満	5.0	4	5,000以上	10,000未満	6.0	5	10,000以上	7.0	兵庫県水防活動要綱改訂のため
旧川跡																																																																																																								
陸間			陸間が設置されている箇所																																																																																																					
項	1	2	3	4	5	6																																																																																																		
計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上、500未満	500以上、2,000未満	2,000以上、5,000未満	5,000以上、10,000未満	10,000以上																																																																																																		
計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0																																																																																																		
項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅(m)																																																																																																						
1	500未満	3.0																																																																																																						
2	500以上	2,000未満	4.0																																																																																																					
3	2,000以上	5,000未満	5.0																																																																																																					
4	5,000以上	10,000未満	6.0																																																																																																					
5	10,000以上	7.0																																																																																																						
旧川跡																																																																																																								
陸間			陸間が設置されている箇所																																																																																																					
項	1	2	3	4	5	6																																																																																																		
計画高水流量(m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上、500未満	500以上、2,000未満	2,000以上、5,000未満	5,000以上、10,000未満	10,000以上																																																																																																		
計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0																																																																																																		
項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅(m)																																																																																																						
1	500未満	3.0																																																																																																						
2	500以上	2,000未満	4.0																																																																																																					
3	2,000以上	5,000未満	5.0																																																																																																					
4	5,000以上	10,000未満	6.0																																																																																																					
5	10,000以上	7.0																																																																																																						

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由																																																																																																																																																																																														
水デ	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="4">A 水防上最も重要な箇</th> <th rowspan="2">危険理由</th> </tr> <tr> <th>岸</th> <th>番号</th> <th>延長 (m)</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">高橋川</td> <td rowspan="12">高橋川</td> <td>左</td> <td>101</td> <td>130</td> <td>東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)</td> <td>1-A</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>102</td> <td>130</td> <td>東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)</td> <td>1-A</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>東灘区深江本町3丁目、4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (深江橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>104</td> <td>-</td> <td>東灘区深江本町3丁目、4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (大日橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>105</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (出谷橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>106</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>107</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (下薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>108</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (中薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>109</td> <td>-</td> <td>東灘区本庄町3丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (上薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>110</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目、5丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (白鷺橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>111</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町5丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (福松橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>112</td> <td>-</td> <td>東灘区本山南町2丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (琴田橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>東灘区田中町1丁目、2丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (JR神戸線)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	A 水防上最も重要な箇				危険理由	岸	番号	延長 (m)	区間	高橋川	高橋川	左	101	130	東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高	右	102	130	東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高	工	103	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (深江橋)	工	104	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (大日橋)	工	105	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (出谷橋)	工	106	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (薬王寺橋)	工	107	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (下薬王寺橋)	工	108	-	東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目	1-A	工作物 (中薬王寺橋)	工	109	-	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物 (上薬王寺橋)	工	110	-	東灘区深江北町4丁目、5丁目	1-A	工作物 (白鷺橋)	工	111	-	東灘区深江北町5丁目	1-A	工作物 (福松橋)	工	112	-	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物 (琴田橋)	工	8	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物 (JR神戸線)	<p>40</p> <p>東灘区深江本町3丁目～深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">岸</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> <th rowspan="2">区間</th> <th rowspan="2">危険理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋川</td> <td>左</td> <td>101</td> <td>130</td> <td>東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)</td> <td>1-A</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>右</td> <td>102</td> <td>130</td> <td>東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)</td> <td>1-A</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>東灘区深江本町3丁目、4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (深江橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>104</td> <td>-</td> <td>東灘区深江本町3丁目、4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (大日橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>105</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (出谷橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>106</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>107</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (下薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>108</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (中薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>109</td> <td>-</td> <td>東灘区本庄町3丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (上薬王寺橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>110</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町4丁目、5丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (白鷺橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>111</td> <td>-</td> <td>東灘区深江北町5丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (福松橋)</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>工</td> <td>112</td> <td>-</td> <td>東灘区本山南町2丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (琴田橋)</td> </tr> <tr> <td>天上川</td> <td>天上川</td> <td>工</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>東灘区田中町1丁目、2丁目</td> <td>1-A</td> <td>工作物 (JR神戸線)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	高橋川	左	101	130	東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高	高橋川	右	102	130	東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高	高橋川	工	103	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (深江橋)	高橋川	工	104	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (大日橋)	高橋川	工	105	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (出谷橋)	高橋川	工	106	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (薬王寺橋)	高橋川	工	107	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (下薬王寺橋)	高橋川	工	108	-	東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目	1-A	工作物 (中薬王寺橋)	高橋川	工	109	-	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物 (上薬王寺橋)	高橋川	工	110	-	東灘区深江北町4丁目、5丁目	1-A	工作物 (白鷺橋)	高橋川	工	111	-	東灘区深江北町5丁目	1-A	工作物 (福松橋)	高橋川	工	112	-	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物 (琴田橋)	天上川	天上川	工	8	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物 (JR神戸線)	兵庫県水防活動要綱改訂のため
水系名	河川名	A 水防上最も重要な箇				危険理由																																																																																																																																																																																												
		岸	番号	延長 (m)	区間																																																																																																																																																																																													
高橋川	高橋川	左	101	130	東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高																																																																																																																																																																																											
		右	102	130	東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高																																																																																																																																																																																											
		工	103	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (深江橋)																																																																																																																																																																																											
		工	104	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (大日橋)																																																																																																																																																																																											
		工	105	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (出谷橋)																																																																																																																																																																																											
		工	106	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (薬王寺橋)																																																																																																																																																																																											
		工	107	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (下薬王寺橋)																																																																																																																																																																																											
		工	108	-	東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目	1-A	工作物 (中薬王寺橋)																																																																																																																																																																																											
		工	109	-	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物 (上薬王寺橋)																																																																																																																																																																																											
		工	110	-	東灘区深江北町4丁目、5丁目	1-A	工作物 (白鷺橋)																																																																																																																																																																																											
		工	111	-	東灘区深江北町5丁目	1-A	工作物 (福松橋)																																																																																																																																																																																											
		工	112	-	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物 (琴田橋)																																																																																																																																																																																											
工	8	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物 (JR神戸線)																																																																																																																																																																																													
水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由																																																																																																																																																																																												
							高橋川	左	101	130	東灘区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高																																																																																																																																																																																					
高橋川	右	102	130	東灘区深江本町4丁目～ 深江北町4丁目 (大日橋下流～薬王寺橋)	1-A	堤防高																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	103	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (深江橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	104	-	東灘区深江本町3丁目、4丁目	1-A	工作物 (大日橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	105	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (出谷橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	106	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (薬王寺橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	107	-	東灘区深江北町4丁目	1-A	工作物 (下薬王寺橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	108	-	東灘区深江北町4丁目、 本庄町3丁目	1-A	工作物 (中薬王寺橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	109	-	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物 (上薬王寺橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	110	-	東灘区深江北町4丁目、5丁目	1-A	工作物 (白鷺橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	111	-	東灘区深江北町5丁目	1-A	工作物 (福松橋)																																																																																																																																																																																												
高橋川	工	112	-	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物 (琴田橋)																																																																																																																																																																																												
天上川	天上川	工	8	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物 (JR神戸線)																																																																																																																																																																																											
水デ	4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>左</td> <td>40</td> <td>600</td> <td>東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>41</td> <td>700</td> <td>東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>42</td> <td>-</td> <td>東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目</td> <td>1-B</td> <td>工作物 (天上川橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>43</td> <td>-</td> <td>東灘区田中町1丁目、2丁目</td> <td>1-B</td> <td>工作物 (米田橋)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>44</td> <td>200</td> <td>東灘区岡本1丁目～5丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>45</td> <td>200</td> <td>東灘区岡本2丁目～7丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> </tbody> </table>	左	40	600	東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目	1-B	堤防高	右	41	700	東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目	1-B	堤防高	工	42	-	東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目	1-B	工作物 (天上川橋)	工	43	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-B	工作物 (米田橋)	左	44	200	東灘区岡本1丁目～5丁目	1-B	堤防高	右	45	200	東灘区岡本2丁目～7丁目	1-B	堤防高	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>左</td> <td>40</td> <td>600</td> <td>東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>41</td> <td>700</td> <td>東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>42</td> <td>-</td> <td>東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目</td> <td>1-B</td> <td>工作物 (天上川橋)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>43</td> <td>-</td> <td>東灘区田中町1丁目、2丁目</td> <td>1-B</td> <td>工作物 (米田橋)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>44</td> <td>200</td> <td>東灘区岡本1丁目～5丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>45</td> <td>200</td> <td>東灘区岡本2丁目～7丁目</td> <td>1-B</td> <td>堤防高</td> </tr> </tbody> </table>	左	40	600	東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目	1-B	堤防高	右	41	700	東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目	1-B	堤防高	工	42	-	東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目	1-B	工作物 (天上川橋)	工	43	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-B	工作物 (米田橋)	左	44	200	東灘区岡本1丁目～5丁目	1-B	堤防高	右	45	200	東灘区岡本2丁目～7丁目	1-B	堤防高	兵庫県水防活動要綱改訂のため																																																																																																																						
左	40	600	東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
右	41	700	東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
工	42	-	東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目	1-B	工作物 (天上川橋)																																																																																																																																																																																													
工	43	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-B	工作物 (米田橋)																																																																																																																																																																																													
左	44	200	東灘区岡本1丁目～5丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
右	45	200	東灘区岡本2丁目～7丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
左	40	600	東灘区青木3丁目～ 北青木4丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
右	41	700	東灘区魚崎南町1丁目～ 魚崎北町1丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
工	42	-	東灘区青木3丁目6丁目、 魚崎南町1丁目、6丁目	1-B	工作物 (天上川橋)																																																																																																																																																																																													
工	43	-	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-B	工作物 (米田橋)																																																																																																																																																																																													
左	44	200	東灘区岡本1丁目～5丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
右	45	200	東灘区岡本2丁目～7丁目	1-B	堤防高																																																																																																																																																																																													
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新湊川</td> <td>石井川</td> <td>工</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町</td> </tr> </tbody> </table>	新湊川	石井川	工	10	-	兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新湊川</td> <td>石井川</td> <td>工 削除</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町</td> </tr> </tbody> </table>	新湊川	石井川	工 削除	10	-	兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町	兵庫県水防活動要綱改訂のため																																																																																																																																																																																		
新湊川	石井川	工	10	-	兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町																																																																																																																																																																																													
新湊川	石井川	工 削除	10	-	兵庫県石井町5丁目 兵庫県湊山町																																																																																																																																																																																													

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由																																																																																																																																																																																																								
水デ	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(系名)</th> <th colspan="3">A 水防上モノ</th> </tr> <tr> <th>河川名</th> <th>岸</th> <th>番号</th> <th>延長 (m)</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">吉川</td> <td rowspan="2">美濃川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浪河川</td> <td>工</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>北広瀬町新橋</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>2</td> <td>200</td> <td>北広瀬町新橋 (天神橋上下流)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">東濃川</td> <td rowspan="2">新東川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">青野川</td> <td>左</td> <td>3</td> <td>800</td> <td>北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>4</td> <td>1,100</td> <td>北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">青野川上流 六等川</td> <td>工</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>北広瀬町新橋 (宮前橋)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">津川</td> <td rowspan="2">新津川</td> <td>工</td> <td>113</td> <td>-</td> <td>美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">妙法寺川</td> <td>左</td> <td>11</td> <td>2,841</td> <td>美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>12</td> <td>2,841</td> <td>美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>140</td> <td>273</td> <td>美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>141</td> <td>273</td> <td>美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>117</td> <td>-</td> <td>美濃区妙法寺</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>118</td> <td>-</td> <td>美濃区妙法寺</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(系名)		A 水防上モノ			河川名	岸	番号	延長 (m)	区 間	吉川	美濃川							浪河川	工	1	-	北広瀬町新橋	右	2	200	北広瀬町新橋 (天神橋上下流)	東濃川	新東川							青野川	左	3	800	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)	右	4	1,100	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)	青野川上流 六等川	工	5	-	北広瀬町新橋 (宮前橋)									津川	新津川	工	113	-	美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目					妙法寺川	左	11	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)	右	12	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)	左	140	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)	右	141	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)	工	117	-	美濃区妙法寺	工	118	-	美濃区妙法寺									<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(系名)</th> <th colspan="3">A 水防上モノ</th> </tr> <tr> <th>河川名</th> <th>岸</th> <th>番号</th> <th>延長 (m)</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">吉川</td> <td rowspan="2">美濃川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浪河川</td> <td><del>工</del></td> <td><del>1</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>北広瀬町新橋</del></td> </tr> <tr> <td><del>右</del></td> <td><del>2</del></td> <td><del>200</del></td> <td><del>北広瀬町新橋 (天神橋上下流)</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">東濃川</td> <td rowspan="2">新東川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">青野川</td> <td>左</td> <td>3</td> <td>800</td> <td>北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>4</td> <td>1,100</td> <td>北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">青野川上流 六等川</td> <td><del>工</del></td> <td><del>5</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>北広瀬町新橋 (宮前橋)</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">津川</td> <td rowspan="2">新津川</td> <td><del>工</del></td> <td><del>113</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">妙法寺川</td> <td>左</td> <td>11</td> <td>2,841</td> <td>美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>12</td> <td>2,841</td> <td>美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>140</td> <td>273</td> <td>美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>141</td> <td>273</td> <td>美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)</td> </tr> <tr> <td><del>工</del></td> <td><del>117</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>美濃区妙法寺</del></td> </tr> <tr> <td><del>工</del></td> <td><del>118</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>美濃区妙法寺</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(系名)		A 水防上モノ			河川名	岸	番号	延長 (m)	区 間	吉川	美濃川							浪河川	<del>工</del>	<del>1</del>	<del>-</del>	<del>北広瀬町新橋</del>	<del>右</del>	<del>2</del>	<del>200</del>	<del>北広瀬町新橋 (天神橋上下流)</del>	東濃川	新東川							青野川	左	3	800	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)	右	4	1,100	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)	青野川上流 六等川	<del>工</del>	<del>5</del>	<del>-</del>	<del>北広瀬町新橋 (宮前橋)</del>									津川	新津川	<del>工</del>	<del>113</del>	<del>-</del>	<del>美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目</del>					妙法寺川	左	11	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)	右	12	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)	左	140	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)	右	141	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)	<del>工</del>	<del>117</del>	<del>-</del>	<del>美濃区妙法寺</del>	<del>工</del>	<del>118</del>	<del>-</del>	<del>美濃区妙法寺</del>									兵庫県水防活動要綱改訂のため
(系名)		A 水防上モノ																																																																																																																																																																																																										
河川名	岸	番号	延長 (m)	区 間																																																																																																																																																																																																								
吉川	美濃川																																																																																																																																																																																																											
	浪河川	工	1	-	北広瀬町新橋																																																																																																																																																																																																							
		右	2	200	北広瀬町新橋 (天神橋上下流)																																																																																																																																																																																																							
東濃川	新東川																																																																																																																																																																																																											
	青野川	左	3	800	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)																																																																																																																																																																																																							
		右	4	1,100	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)																																																																																																																																																																																																							
	青野川上流 六等川	工	5	-	北広瀬町新橋 (宮前橋)																																																																																																																																																																																																							
津川	新津川	工	113	-	美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目																																																																																																																																																																																																							
	妙法寺川	左	11	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)																																																																																																																																																																																																							
		右	12	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)																																																																																																																																																																																																							
		左	140	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)																																																																																																																																																																																																							
		右	141	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)																																																																																																																																																																																																							
		工	117	-	美濃区妙法寺																																																																																																																																																																																																							
		工	118	-	美濃区妙法寺																																																																																																																																																																																																							
(系名)		A 水防上モノ																																																																																																																																																																																																										
河川名	岸	番号	延長 (m)	区 間																																																																																																																																																																																																								
吉川	美濃川																																																																																																																																																																																																											
	浪河川	<del>工</del>	<del>1</del>	<del>-</del>	<del>北広瀬町新橋</del>																																																																																																																																																																																																							
		<del>右</del>	<del>2</del>	<del>200</del>	<del>北広瀬町新橋 (天神橋上下流)</del>																																																																																																																																																																																																							
東濃川	新東川																																																																																																																																																																																																											
	青野川	左	3	800	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)																																																																																																																																																																																																							
		右	4	1,100	北広瀬町新橋 (宮前橋～美尾川合流点)																																																																																																																																																																																																							
	青野川上流 六等川	<del>工</del>	<del>5</del>	<del>-</del>	<del>北広瀬町新橋 (宮前橋)</del>																																																																																																																																																																																																							
津川	新津川	<del>工</del>	<del>113</del>	<del>-</del>	<del>美濃区高瀬町丁目、7丁目、 朝来町、朝来町丁目</del>																																																																																																																																																																																																							
	妙法寺川	左	11	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)																																																																																																																																																																																																							
		右	12	2,841	美濃区高瀬町丁目～妙法寺 (宮前橋上流～宮前橋下流)																																																																																																																																																																																																							
		左	140	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)																																																																																																																																																																																																							
		右	141	273	美濃区高瀬 (山の田圃下流～二色河川上流)																																																																																																																																																																																																							
		<del>工</del>	<del>117</del>	<del>-</del>	<del>美濃区妙法寺</del>																																																																																																																																																																																																							
		<del>工</del>	<del>118</del>	<del>-</del>	<del>美濃区妙法寺</del>																																																																																																																																																																																																							





修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由	
水 デ	6	伊川	左 119 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 工 152 -	左 119 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 152 <del>-</del>	兵庫県水防活動要 綱改訂のため
		伊川	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 工 153 -	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 153 <del>-</del>	
		伊川	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 工 154 -	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 154 <del>-</del>	
		伊川	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 工 154 -	右 120 3,491 西区伊川谷町前開～伊川谷町布施畑 (石戸橋上流～二級河川上流端) 3-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 154 <del>-</del>	
		天上川	左 121 490 西区玉津町高津橋 (上高津橋上流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	左 121 490 西区玉津町高津橋 (上高津橋上流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	
		天上川	右 122 490 西区玉津町高津橋 (上高津橋上流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	右 122 490 西区玉津町高津橋 (上高津橋上流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	
		天上川	工 124 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 124 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		天上川	工 125 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 125 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		天上川	工 126 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 126 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		天上川	工 127 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 127 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		天上川	工 128 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 128 - 西区玉津町高津橋 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		植谷川	左 129 2,053 西区植谷町池谷～植谷町寺谷 (山鳥橋下流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	左 129 2,053 西区植谷町池谷～植谷町寺谷 (山鳥橋下流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	
		植谷川	右 130 2,053 西区植谷町池谷～植谷町寺谷 (山鳥橋下流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	右 130 2,053 西区植谷町池谷～植谷町寺谷 (山鳥橋下流～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵	
		友清川	左 131 2,125 西区植谷町福谷～植谷町友清 (植谷川合流点～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵 工 156 -	左 131 2,125 西区植谷町福谷～植谷町友清 (植谷川合流点～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 156 <del>-</del>	
		友清川	右 132 2,125 西区植谷町福谷～植谷町友清 (植谷川合流点～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵 工 157 -	右 132 2,125 西区植谷町福谷～植谷町友清 (植谷川合流点～二級河川上流端) 1-A 堤防高 積土俵 <del>工</del> 157 <del>-</del>	
		友清川	工 133 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (福谷橋) 積土俵 工 158 -	工 133 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (福谷橋) 積土俵 <del>工</del> 158 <del>-</del>	
		友清川	工 134 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (上神田橋) 積土俵	工 134 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (上神田橋) 積土俵	
		友清川	工 135 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 135 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		友清川	工 136 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 136 - 西区植谷町福谷 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		友清川	工 137 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 137 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		友清川	工 138 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (東畑方橋) 積土俵	工 138 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (東畑方橋) 積土俵	
		友清川	工 139 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	工 139 - 西区植谷町友清 1-A 工作物 (無名橋) 積土俵	
		河川	15 - 河川 17 -	河川 15 - 河川 17 -	
		左	8 12,208 左 18 15,070	左 8 12,208 左 18 15,070	
		右	10 12,718 右 19 15,350	右 10 12,718 右 19 15,350	
		工	31 - 工 13 -	工 31 - <del>工 13 -</del>	

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由																																																																																																																					
水デ	7	<p style="text-align: center;">(担当課：建設局河川課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防区</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>岸</th> <th>番号</th> <th>延長 (m)</th> <th>区間</th> <th>危険理由</th> <th>対策 工法</th> <th>河川 種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中央区</td> <td rowspan="2">宇治川</td> <td rowspan="2">再度谷川</td> <td>左</td> <td>1</td> <td>100</td> <td rowspan="2">中央区神戸港地方再度谷</td> <td rowspan="2">1-堤防高</td> <td rowspan="2">積土俵</td> <td rowspan="2">普通</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>2</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北区</td> <td rowspan="2">明石川</td> <td rowspan="2">明石川</td> <td>左</td> <td>3</td> <td>1,340</td> <td rowspan="2">北区山田町藍那</td> <td rowspan="2">1-堤防高</td> <td rowspan="2">積土俵</td> <td rowspan="2">準用</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>4</td> <td>1,340</td> </tr> <tr> <td colspan="3" rowspan="3">合計</td> <td>河川</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>2</td> <td>1,440</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>2</td> <td>1,440</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水防区	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	対策 工法	河川 種別	中央区	宇治川	再度谷川	左	1	100	中央区神戸港地方再度谷	1-堤防高	積土俵	普通	右	2	100	北区	明石川	明石川	左	3	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用	右	4	1,340	合計			河川	2						左	2	1,440					右	2	1,440					<p style="text-align: center;">(担当課：建設局河川課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防区</th> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>岸</th> <th>番号</th> <th>延長 (m)</th> <th>区間</th> <th>危険理由</th> <th>対策 工法</th> <th>河川 種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>中央区</del></td> <td><del>宇治川</del></td> <td><del>再度谷川</del></td> <td>左</td> <td><del>1</del></td> <td><del>100</del></td> <td><del>中央区神戸港地方再度谷</del></td> <td><del>1-堤防高</del></td> <td><del>積土俵</del></td> <td><del>普通</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北区</td> <td rowspan="2">明石川</td> <td rowspan="2">明石川</td> <td>左</td> <td>1</td> <td>1,340</td> <td rowspan="2">北区山田町藍那</td> <td rowspan="2">1-堤防高</td> <td rowspan="2">積土俵</td> <td rowspan="2">準用</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>2</td> <td>1,340</td> </tr> <tr> <td colspan="3" rowspan="3">合計</td> <td>河川</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>1</td> <td>1,340</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>1</td> <td>1,340</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水防区	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	対策 工法	河川 種別	<del>中央区</del>	<del>宇治川</del>	<del>再度谷川</del>	左	<del>1</del>	<del>100</del>	<del>中央区神戸港地方再度谷</del>	<del>1-堤防高</del>	<del>積土俵</del>	<del>普通</del>	北区	明石川	明石川	左	1	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用	右	2	1,340	合計			河川	1						左	1	1,340					右	1	1,340					重要水防箇所のうち1箇所について、改修工事の完了に伴い、指定基準に該当しないこととなったため。
水防区	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	対策 工法	河川 種別																																																																																																																
中央区	宇治川	再度谷川	左	1	100	中央区神戸港地方再度谷	1-堤防高	積土俵	普通																																																																																																																
			右	2	100																																																																																																																				
北区	明石川	明石川	左	3	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用																																																																																																																
			右	4	1,340																																																																																																																				
合計			河川	2																																																																																																																					
			左	2	1,440																																																																																																																				
			右	2	1,440																																																																																																																				
水防区	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	対策 工法	河川 種別																																																																																																																
<del>中央区</del>	<del>宇治川</del>	<del>再度谷川</del>	左	<del>1</del>	<del>100</del>	<del>中央区神戸港地方再度谷</del>	<del>1-堤防高</del>	<del>積土俵</del>	<del>普通</del>																																																																																																																
北区	明石川	明石川	左	1	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用																																																																																																																
			右	2	1,340																																																																																																																				
合計			河川	1																																																																																																																					
			左	1	1,340																																																																																																																				
			右	1	1,340																																																																																																																				
水デ	8			兵庫県水防活動要綱改訂のため																																																																																																																					
水デ	8	水防資料1-5 重要水防箇所図	水防資料1-5 重要水防箇所図  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">図の差し替え</div>	時点修正																																																																																																																					

修正対象 (編)	頁	記載内容	修正案	修正理由
水デ	P16 ～ P21	令和 <u>4</u> 年度要監視ため池一覧表	令和 <u>5</u> 年度要監視ため池一覧表  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">一覧表の更新</div>	調査結果を反映。

# 神戸市水防計画

令和6年〇月

神戸市防災会議

神戸市





## 目次

第1章 総則	1
第2章 水防組織	1
第3章 重要水防箇所	2
第4章 水防警報	3
第5章 警戒体制	4
第6章 通信連絡	5
第7章 水防施設及び輸送	5
第8章 水防活動	5
第9章 水防信号、水防標識等	9
第10章 協力及び応援	12
第11章 水防報告等	13
第12章 費用負担と公用負担	14
第13章 水防訓練	15
第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置	15

## 第1章 総則

### 1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体である神戸市が、同法第33条第1項の規定に基づき、神戸市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、河川、ため池又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1-2 水防計画の作成等

#### 1. 調査審議機関

この計画は、水防法第33条第2項及び神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）に基づき設置された神戸市防災会議において、調査、審議する。

#### 2. 計画の作成

- (1) この計画は、兵庫県水防計画に応じて定め、神戸市防災会議の審議を経て、兵庫県知事に届け出るものとする。
- (2) 審議を終えた水防計画は、関係警察署長及び消防署長に通知する。

### 1-3 安全配慮

消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの（以下、「消防団等水防従事者」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、消防団等水防従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

## 第2章 水防組織

建設局長（建設局防災課長）は、県知事の発令する水防警報等の通知を受けたときは、防災連絡会議（危機管理室）にその旨を報告し、防災連絡会議は、水防活動の必要性に応じ防災指令の発令について協議する。

- (1) 神戸市水防組織は、神戸市災害対策本部条例（昭和38年4月条例第3号）に基づく災害対策本部組織を準用する。
- (2) 水防事務分担は、地域防災計画に定める部が担当する事務分掌に基づき水防活動を実施する。

### 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

#### 3-1 水防地区

水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。

##### (1) 河川水防地区 (兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所・神戸市建設局)

名称	一・二級河川						準用、普通河川					
	水防上最も重要な箇所		次に重要な箇所		要注意箇所		重要な箇所					
	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量				
河川数	左岸	8	12,203m	17	18	15,070m	10	11	6,590m	1	1	1,340m
	右岸	10	12,713m		19	15,350m		11	6,590m		1	1,340m
	工作物	31	-	13	-							

\* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料1-1~1-5)

##### (2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)

名称	箇所	数量
雨水幹線	9	2,220m

\* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料2-1, 2-2)

##### (3) 運河・海岸水防地区 (神戸市港湾局・経済観光局、姫路河川国道事務所)

名称	重要水防区域	危険な区域
運河・海岸	80,665m	100m

\* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料3-1, 3-2)

#### 3-2 要監視ため池

(神戸市経済観光局)

名称	箇所
ため池	329

\* 要監視ため池の選定基準及び要監視ため池一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料4-1, 4-2)

## 第 4 章 水防警報

### 4-1 水防警報

水防警報とは、兵庫県水防本部長(知事)が指定した河川または海岸について、洪水・津波または高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告することをいう。

### 4-2 水防警報河川

(1) 洪水にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。

- ・一級河川 (1 河川)  
淡河川
- ・二級河川 (12 河川)  
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。(19 河川)

高橋川、天井川、住吉川、西瀬川、石屋川、高羽川、都賀川、西郷川、西谷川、生田川、鯉川、宇治川、新湊川、妙法寺川、千森川、一ノ谷川、塩屋谷川、福田川、山田川

### 4-3 水防警報海岸

(1) 高潮にかかる水防警報の対象海岸は下記のとおり。

- ・大阪湾沿岸

### 4-4 水防警報の種類

種 別	内 容
第 1 号 待 機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号 準 備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第 3 号 出 動	水防活動に出動させるもの
第 4 号 解 除	水防活動を終了させるもの

### 4-5 水防警報の発令

(1) 洪水・高潮発生時

兵庫県知事が水防警報を発する河川又は海岸について、神戸県民センター長は、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、次表に基づき神戸県民センター長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、神戸土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報する。

種別	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位又は潮位（以下、「水位等」という。）が水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位を上回り、さらに水位等が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位等が神戸県民センターにおいて、水防警報第2号発令水位等に達し、さらに水位等が上昇するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号 (出動)	水位等が氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達したとき 水防事態が切迫し、規模が大きくなると予想されるとき
4号 (解除)	水位等が水防警報2号の発令基準水位等を下回り、今後水位等の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

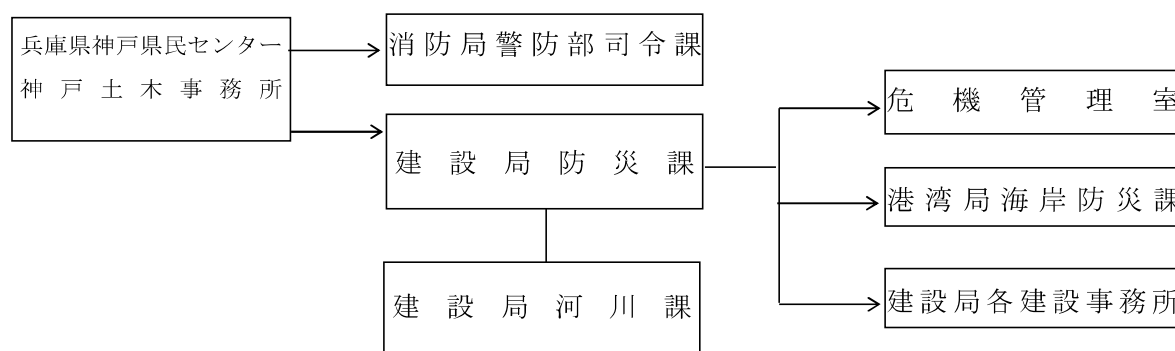
原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった時は、神戸県民センター長は速かに水防警報を発する。

種別	標準的な発令基準
3号 (出動)	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。（自動発令）
4号 (解除)	大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

4-6 水防警報の伝達

建設局長（建設局防災課長）は、関係機関に報告するとともに、報告を受けた各関係機関の長は、消防団等水防従事者に必要な措置を伝達する。



## 第5章 警戒体制

警戒体制（気象予警報等の収集・連絡、市民への情報伝達、水防地区の監視体制、河川内親水空間等における増水安全対策）については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

## 第6章 通信連絡

水防上特に必要がある場合は、施設の使用について、施設管理者に協力を求めることができる。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電鉄株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力送配電株式会社通信施設

## 第7章 水防施設及び輸送

### 7-1 水防倉庫及び施設資器材

水防倉庫及び施設資器材については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章警戒体制及び防災活動計画 1-7 災害用機械器具確保計画」に定めるとおりとする。

### 7-2 輸送の確保

輸送の確保については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 第9章 災害時交通規制・緊急輸送対策」に定めるとおりとする。

## 第8章 水防活動

### 8-1 水防配備

#### 1. 市の非常配備とその解除

##### (1) 市の非常配備

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び注意報・警報の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

非常配備につく場合の指令の種類、発令基準、配置につくべき職員及び水防態勢の内容は、次のとおりとする。



神戸市水防態勢			
指令の種類	発令基準	配備につくべき職員	水防態勢内容
連絡員待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員（以下「指定職員」という。）。	・気象予警報、防災指令等の伝達を主に行う連絡態勢。
防災指令第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられ、本市の区域内に相当な影響があると予想される時。</li> <li>・その他、災害が発生するおそれがあるが発生時期、災害の規模等の予測が困難なとき。</li> </ul>	指定職員	・事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動出来るよう待機させるもの。
防災指令第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の区域内における震度が5弱若しくは5強の地震が発生したとき。</li> <li>・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたとき。</li> <li>・その他災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。</li> </ul>	指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される水害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置。</li> <li>・水防事態が発生すれば直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。</li> </ul>
防災指令第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき。</li> <li>・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報があつたとき。</li> <li>・その他大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。</li> </ul>	全職員	・水防活動に出動させるもの。

## (2) 市の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

## 2. 消防団等水防従事者の水防態勢とその解除

## (1) 消防団等水防従事者の水防態勢

消防団等水防従事者の水防態勢は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

## (2) 消防団等水防従事者の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

## 8-2 巡視及び警戒

### 1. 平常時

水防管理者、消防団長又は消防署長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### 2. 出水時

水防管理者等は、洪水等にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所管土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所管土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 8-3 水防作業

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

#### 8-4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場合に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### 8-5 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

#### 8-6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

#### 8-7 避難のための立退き

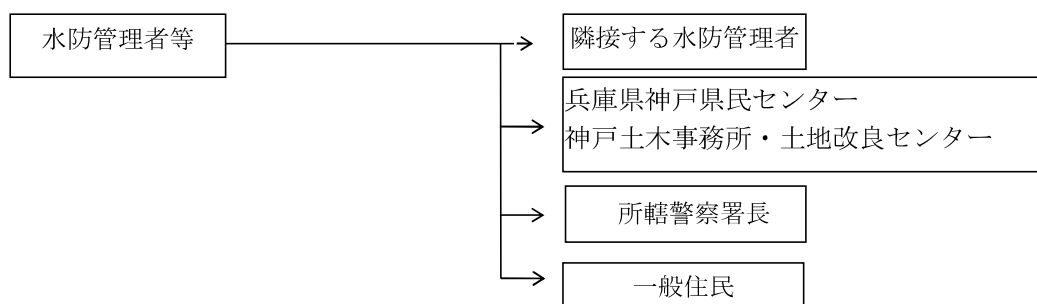
洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

立退き計画については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第5章 避難計画 5-3、4」に定めるとおりとする。

#### 8-8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

##### 1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川等の管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供を行うものとする。



##### 2. 決壊後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

**第9章 水防信号、水防標識等**

**9-1 水防信号**

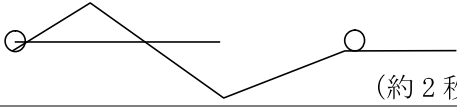
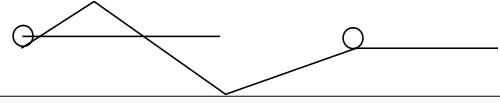
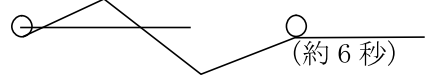
1. 水防のための通信は、「地域防災計画(風水害対策編)応急対応計画」に定めるほか、水防信号を使用して知らせる場合は、次の方法による。


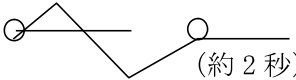
- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速 20m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2. 水防信号は、兵庫県水防信号規則（昭和 24 年兵庫県規則第 91 号）に基づき次により行うものとする。

信号	警 鐘 信 号			サイレン信号					
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○	約6秒 - 休止	約5秒 ○	約6秒 - 休止	約5秒 ○	約6秒 - 休止
第3信号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 - 休止	約10秒 ○	約5秒 - 休止	約10秒 ○	約5秒 - 休止
第4信号	乱 打			約1分 ○	約5秒 - 休止	約1分 ○	約5秒 - 休止	約1分 ○	約5秒 - 休止
1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。									

3. 大津波警報・警報・注意報を警鐘又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●-●	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) ●-● ●-● ●-● ●	(約5秒)  (約6秒)

大津波警報標識	 <p>(連点)</p>	 <p>(約 3秒)</p> <p>(約 2秒) (短声連点)</p>
---------	---	---

注意 1) 鳴鐘または吹鐘の反復は、適宜とする。

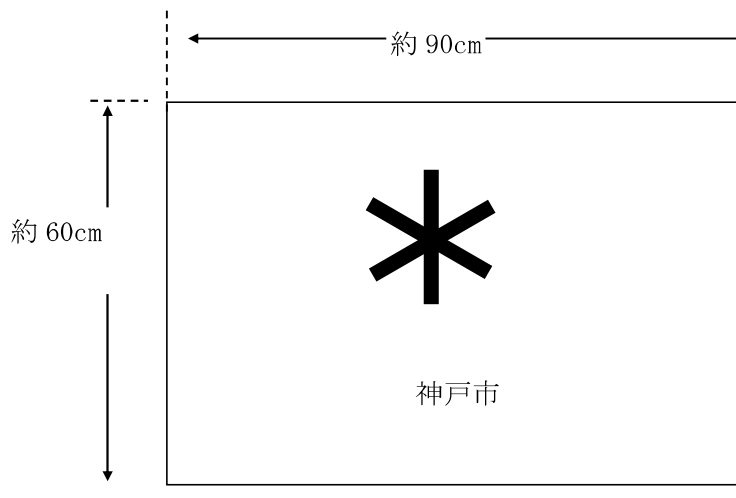
4. 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;">白</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

9-2 水防標識

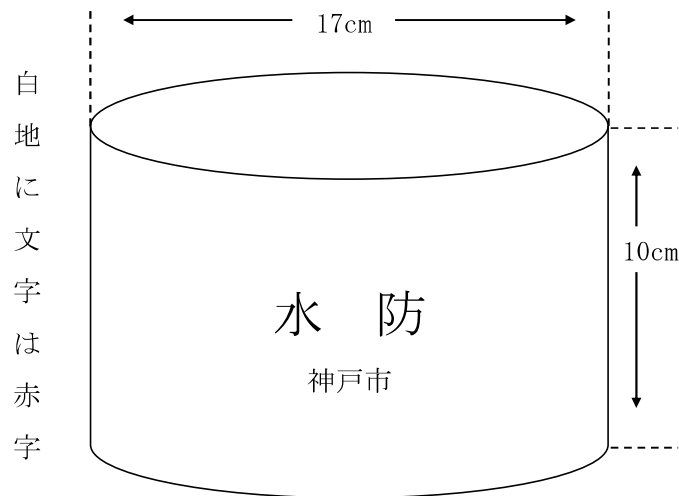
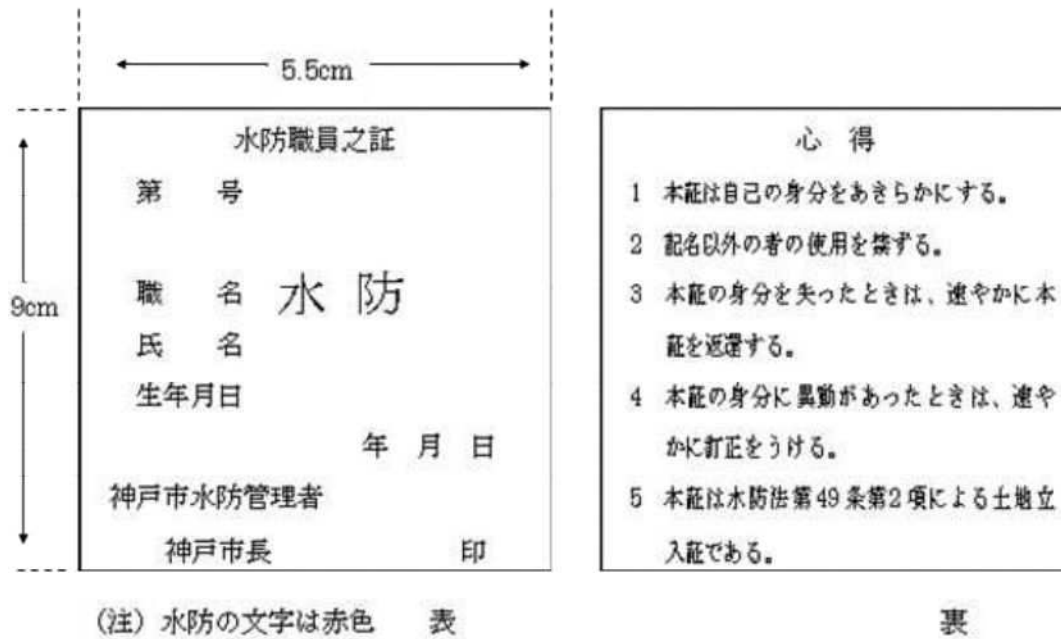
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ兵庫県公安委員会と協議したもので、次の標識を掲げ警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。



(注) 白地 水の文字は赤字  
ただし火災時使用の標識を使用しても差支えない。

9-3 身分証票

水防法第49条第2項の規定に基づく、本市職員の身分を示す証票及び腕章は、次のとおりとする。



## 第 10 章 協力及び応援

### 10-1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

### 10-2 隣接水防管理団体との協力及び応援

隣接水防管理団体との協力及び応援は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請」に定めるとおりとする。

### 10-3 警察署との関係（緊急非常事態）

#### 1. 水防管理者と警察署との協議事項

警察署とは水防法により以下の事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

- ① 水防上緊急を要する通信のための警察電話の使用について（法第 27 条第 2 項）
- ② 水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定について（法第 21 条）
- ③ 水防上必要があるときの警察官の出動について（法第 22 条）
- ④ 避難立ち退き指示の場合における警察署長への通知（法第 29 条）

### 10-4 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-2 自衛隊の派遣要請」に定めるとおりとする。

### 10-5 県との連携

市は、県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

### 10-6 企業（地元建設業等）との連携

市は、災害時応急対策業務に関して市内協力会と協定を締結している。協定締結先は「神戸市地域防災計画 防災データベース 協定関連資料 4-1」のとおり。

### 10-7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第 1 1 章 水防報告等

### 1 1 - 1 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ① 水防実施状況報告書(様式 1)
- ② 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- ③ 法第 24 条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出動時間、理由
- ④ 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- ⑤ 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者、事由、使用場所
- ⑥ 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及び事由、除去場所
- ⑦ 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- ⑧ 法第 29 条による立退き指示の理由及び状況
- ⑨ 警察署の援助状況
- ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- ⑪ 現場指導の公務員の職氏名
- ⑫ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- ⑬ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- ⑭ 警戒中の水位観測表
- ⑮ 水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- ⑯ 水防法第 32 条の 2 水防訓練の概要

### 1 1 - 2 報告

#### 1. 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センターを経由して知事に対し 3 日以内に報告するものとする。

- ① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑮の事項
- ② その他必要と認める事項

#### 2. 土木事務所長等への連絡

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

- ① 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防の警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 水防法第 23 条第 1 項による他の水防団または消防機関に応援を求めたとき
- ⑥ 水防法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 水防法第 29 条による立ち退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち①については直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門等の管理者へ、②、⑥及び⑦については関係警察署及び隣接水防管理者及び区役所保健福祉部へ通報する。



## 第 1 2 章 費用負担と公用負担

### 1 2 - 1 費用負担

1. 水防管理団体の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により当該水防管理団体が負担する。

他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

2. 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第 42 条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

### 1 2 - 2 公用負担

#### 1. 公用負担権限

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①～④（③における収用を除く。）の権限を行使することができる。

#### 2. 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

#### 3. 公用負担命令書

法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">第〇号</div> <p style="text-align: center;">公用負担命令証</p> <p style="text-align: center;">目的物 水防法第28条第1項により使用 (収用処分)する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p> <p>〇 〇 様</p>	<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">職名 氏名</p> <p>上の者に〇〇区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任し たことを証明する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p>
--	---

#### 4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 第13章 水防訓練

水防計画の習熟と検証、関係機関、市民等との連携体制の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し圏域の広がりや施設の特性に応じた防災訓練を実施する。

### 第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

#### 1. 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図は、防災データベース 共通編 資料6-2-2のとおり。

#### 2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

- ①洪水予報・水位到達情報の伝達方法及びその他人的災害を生ずるおそれがある洪水・高潮に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時又は高潮時（以下、「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でそ

の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設は、「神戸市地域防災計画 防災データベース 風水害等対策編 応急対応計画 資料5-4-1, 2」のとおり。

### 3. 「くらしの防災ガイド」（土砂災害・水害ハザードマップ）

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「くらしの防災ガイド」を作成し洪水浸水想定区域を掲載している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

### 4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

### 5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

### 6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

## 参考

「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画  
1-1 警戒体制」

神戸市水防計画  
防災データベース



## 目次

水防資料 1-1	一・二級河川における重要水防箇所指定基準（兵庫県）	1
水防資料 1-2	準用、普通河川における重要水防箇所指定基準	3
水防資料 1-3	重要水防箇所一覧表（一・二級河川）	4
水防資料 1-4	重要水防箇所一覧表（準用、普通河川）	7
水防資料 1-5	重要水防箇所図	8
水防資料 2-1	雨水幹線水防地区の選定基準	12
水防資料 2-2	雨水幹線水防地区一覧表	12
水防資料 3-1	運河・海岸水防地区の選定基準	13
水防資料 3-2	運河・海岸水防地区一覧表	13
水防資料 4-1	要監視ため池の判定基準	14
水防資料 4-2	令和5年度 要監視ため池一覧表	16

## 水防資料 1-1

## 一・二級河川における重要水防箇所指定基準（兵庫県）

## 第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和24年法律193号）第7条第1項に基づく兵庫県水防計画第8章第4節の重要水防箇所を、県が管理する河川の箇所について指定することについての基準を示すものである。

## 第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水又は高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

## 第3条（箇所指定の条件）

河川の背後地が別表第1の何れかに該当し、かつ河川の現状が別表第2の何れかに該当する箇所。

## 別表第1 背後地の重要度に関する基準

1	市街地又は集落を形成している箇所があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な箇所があること。
4	その他の上記に準じる重要な箇所があること。

## 別表第2 河川における重要水防箇所指定基準

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	C 要注意箇所
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	管渠上流の開口部で、越水のおそれのある箇所。 小河川(流量10m <sup>3</sup> 程度)で越水のおそれのある箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	漏水履歴があるが施行済みである。但し、市街地のため注意を要する箇所。



種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	C 要注意箇所
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	洗堀はみられないが護床工が設置されていないので注意が必要な箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

備考 1 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。(表1、表2)

表1 計画余裕高

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000以上
計画高水位に加える値 (m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0

表2 天端幅

項	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	天端幅 (m)
1	500未満	3.0
2	500以上 2,000未満	4.0
3	2,000以上 5,000未満	5.0
4	5,000以上 10,000未満	6.0
5	10,000以上	7.0

備考 2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、関連、農改等で一定規模で河川改修工事の完了区域はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の箇所は平均降雨強度 50mm/hrとし、合理式により算出した流量を計画高水流量とする。

水防資料 1-2

準用、普通河川における重要水防箇所指定基準

河川の背後地が下記 1 のいずれかに該当し、かつ河川の現況が下記 2 に該当する箇所

1. 背後地の重要度に関する基準

- ①市街地または集落を形成している箇所
- ②公共施設（鉄道、主要道路等）、公共建築物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所
- ③その他上記に準じる重要な箇所

2. 重要水防箇所指定基準

計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所もしくは過去に浸水実績のある箇所（堤防高）

※計画高水流量は 1 / 10 年規模とする

水防資料 1-3

重要水防箇所一覽表（一・二級河川）

（担当課：建設局河川課）

水防区分	水防名	河川名	A 水防上最も重要箇所			B 次に重要箇所			C 重要注区域			箇所 危険理由	河川 種別		
			延長 (m)	区間	危険理由	延長 (m)	区間	危険理由	延長 (m)	区間	危険理由				
高橋川	高橋川	高橋川	101	40	東郷区深江本町3丁目～ 深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A	東郷区深江本町3丁目～ 本町4丁目 (藤王寺橋～上藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B			2級		
			102	40	深江北町4丁目 深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A	東郷区深江本町3丁目、4丁目 (藤王寺橋～上藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B					
			103	-	東郷区深江本町3丁目、4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			104	-	東郷区深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			105	-	東郷区深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			106	-	東郷区深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			107	-	東郷区深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			108	-	東郷区深江北町4丁目、 本町3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			109	-	東郷区深江北町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			110	-	東郷区深江北町4丁目、5丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			111	-	東郷区深江北町5丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
			112	-	東郷区本山町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A								
天七川	天七川	天七川	8	-	東郷区田中町1丁目、2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A	東郷区本町3丁目～ 東郷区本町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B			2級		
			41	700	東郷区本町3丁目～ 東郷区本町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B	東郷区本町3丁目、6丁目、 急須町1丁目、6丁目	堤防高 1-B	堤防高 1-B					
			42	-	東郷区本町3丁目、6丁目、 急須町1丁目、6丁目	堤防高 1-B	堤防高 1-B	東郷区田中町1丁目、2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B					
			43	-	東郷区田中町1丁目、2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B	東郷区本町3丁目～5丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B					
			44	200	東郷区本町3丁目～5丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B	東郷区本町4丁目～7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B					
			45	200	東郷区本町4丁目～7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			46	50	東郷区御影石町1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			47	50	東郷区御影石町1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			48	100	東郷区御影石町3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			49	200	東郷区御影石町3丁目～ 東郷区御影石町4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			50	80	東郷区高野町3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			51	80	東郷区高野町3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
西谷川	西谷川	西谷川	54	400	兵衛区当瀬町呼～ 兵衛区大町1丁目～ 兵衛区大町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-A	堤防高 1-A	兵衛区当瀬町呼～ 兵衛区大町1丁目～ 兵衛区大町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B			2級		
			55	400	兵衛区大町1丁目～ 兵衛区大町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-B	堤防高 1-B								
			87	10	中央区野崎通3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区野崎通3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			88	10	中央区野崎通3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区野崎通3丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
宇治川	宇治川	宇治川	89	10	中央区中山手通8丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区中山手通8丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C			2級		
			90	10	中央区御門7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区御門7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			89	10	中央区中山手通8丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区中山手通8丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			90	10	中央区御門7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	中央区御門7丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
新渡川	新渡川	新渡川	81	-	東郷区田中町5丁目～ 西郷本町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区田中町5丁目～ 西郷本町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C			2級		
			82	-	東郷区田中町5丁目～ 西郷本町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区田中町5丁目～ 西郷本町2丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			83	10	東郷区住吉本町3丁目～ 住吉山手1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉本町3丁目～ 住吉山手1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			84	10	東郷区住吉本町3丁目～ 住吉山手1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉本町3丁目～ 住吉山手1丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
大神川	大神川	大神川	85	50	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C			2級		
			86	50	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			85	50	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					
			86	50	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C	東郷区住吉山手4丁目 (大日蓮下流～藤王寺橋)	堤防高 1-C	堤防高 1-C					



水防区	水系名	河川名	A 水防上最も重要な箇所		B 次に重要な箇所		C 重要な箇所		河川種別											
			延長(m)	区間	危険理由	対策	延長(m)	区間		危険理由	対策	延長(m)	区間	危険理由	対策					
垂水区	堀谷川	堀谷川	19	右	1-A	堀防高	堀防高	掘土供	60	800	垂水区堀谷町3丁目(国道2号~JR)	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供	2級			
			61	右					61	720	垂水区堀谷町4丁目	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
			62						62	-	垂水区堀谷町3丁目~4丁目	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
			91	左	1-A	掘防高	掘防高	掘土供	91	2000	つっしが丘1丁目~名谷町	掘防高	掘土供	1-C	掘防高	掘土供	2級			
			92	右					92	2000	つっしが丘2丁目~名谷町	掘防高	掘土供	1-C	掘防高	掘土供				
			65	左	1-A	掘防高	掘防高	掘土供	65	150	垂水区西郷子3丁目(西郷子【JR上流部】~)	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供	2級			
			66	右					66	150	垂水区西郷子5丁目(西郷子【JR上流部】~)	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
			152		3-A	掘防高	掘防高	掘土供	152	-	西区伊川谷町布地畑	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
			153		3-A	掘防高	掘防高	掘土供	153	-	西区伊川谷町布地畑	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
			154						154	-	西区伊川谷町布地畑	掘防高	掘土供	1-B	掘防高	掘土供				
西區	明石川	堀谷川	121	左	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋(上高津橋上流~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			122	右	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋(上高津橋上流~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			124		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋	掘防高	掘土供							
			125		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋	掘防高	掘土供							
			126		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋	掘防高	掘土供							
			127		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋	掘防高	掘土供							
			128		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区玉津町高津橋	掘防高	掘土供							
			129	左	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町池谷~堀谷町寄谷(旧島崎下流~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			130	右	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町池谷~堀谷町寄谷(山島崎下流~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			131	左	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町池谷~堀谷町寄谷(堀谷川合流点~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			132	右	1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町池谷~堀谷町寄谷(堀谷川合流点~二級河川上流部)	掘防高	掘土供							
			133		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			134		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			135		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			136		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			137		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			138		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			139		1-A	掘防高	掘防高	掘土供			西区堀谷町寄谷	掘防高	掘土供							
			合計		河川	15						17	-							
	左	8		12,113					18	15,070										
	右	10		12,623					19	15,350										

資料 1-4

## 重要水防箇所一覧表（準用、普通河川）

（担当課：建設局河川課）

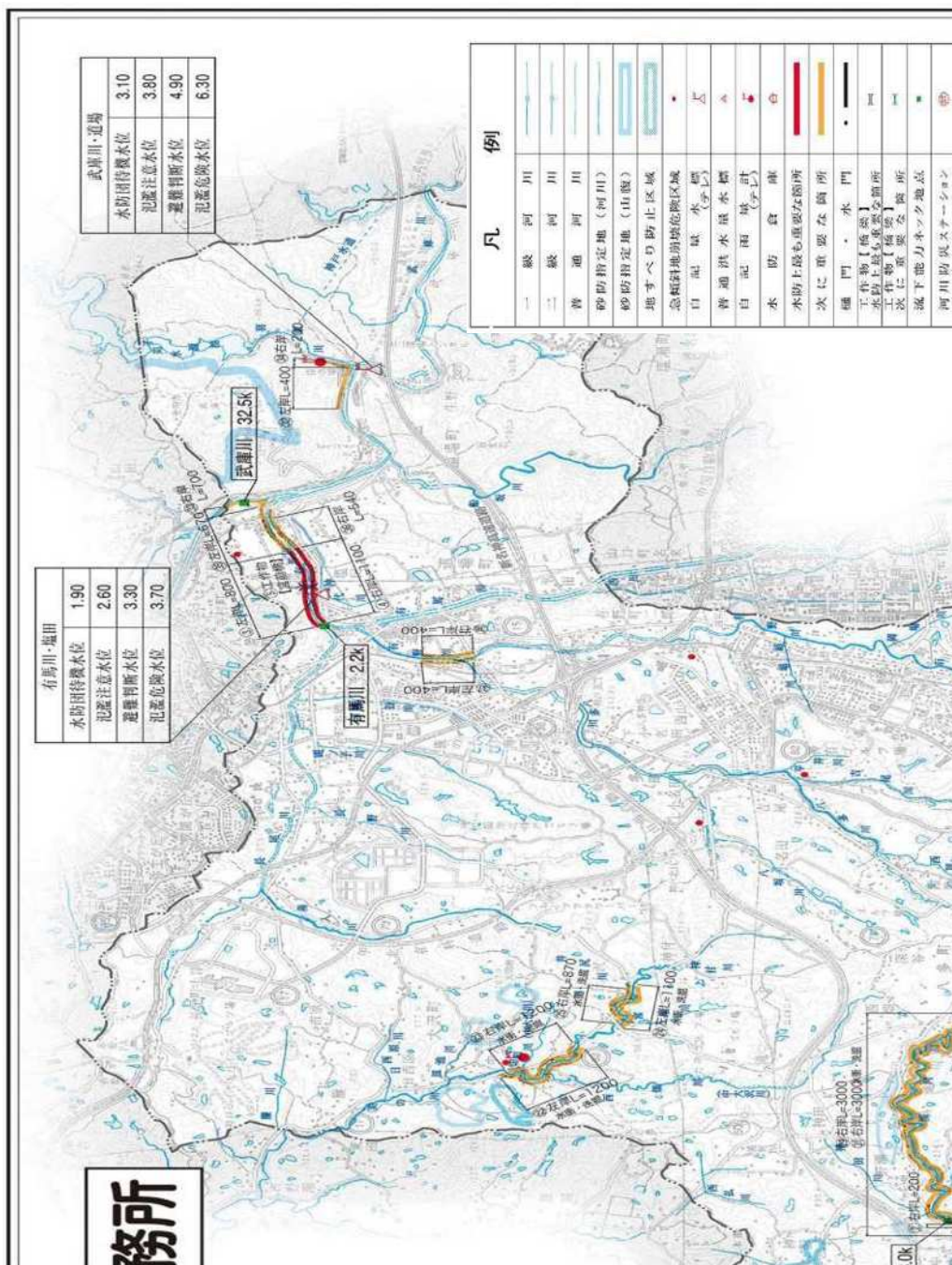
水防区	水系名	河川名	岸	番号	延長 (m)	区間	危険理由	対策 工法	河川 種別
北区	明石川	明石川	左	1	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用
			右	2	1,340				
合 計			河川	1					
			左	1	1,340				
			右	1	1,340				









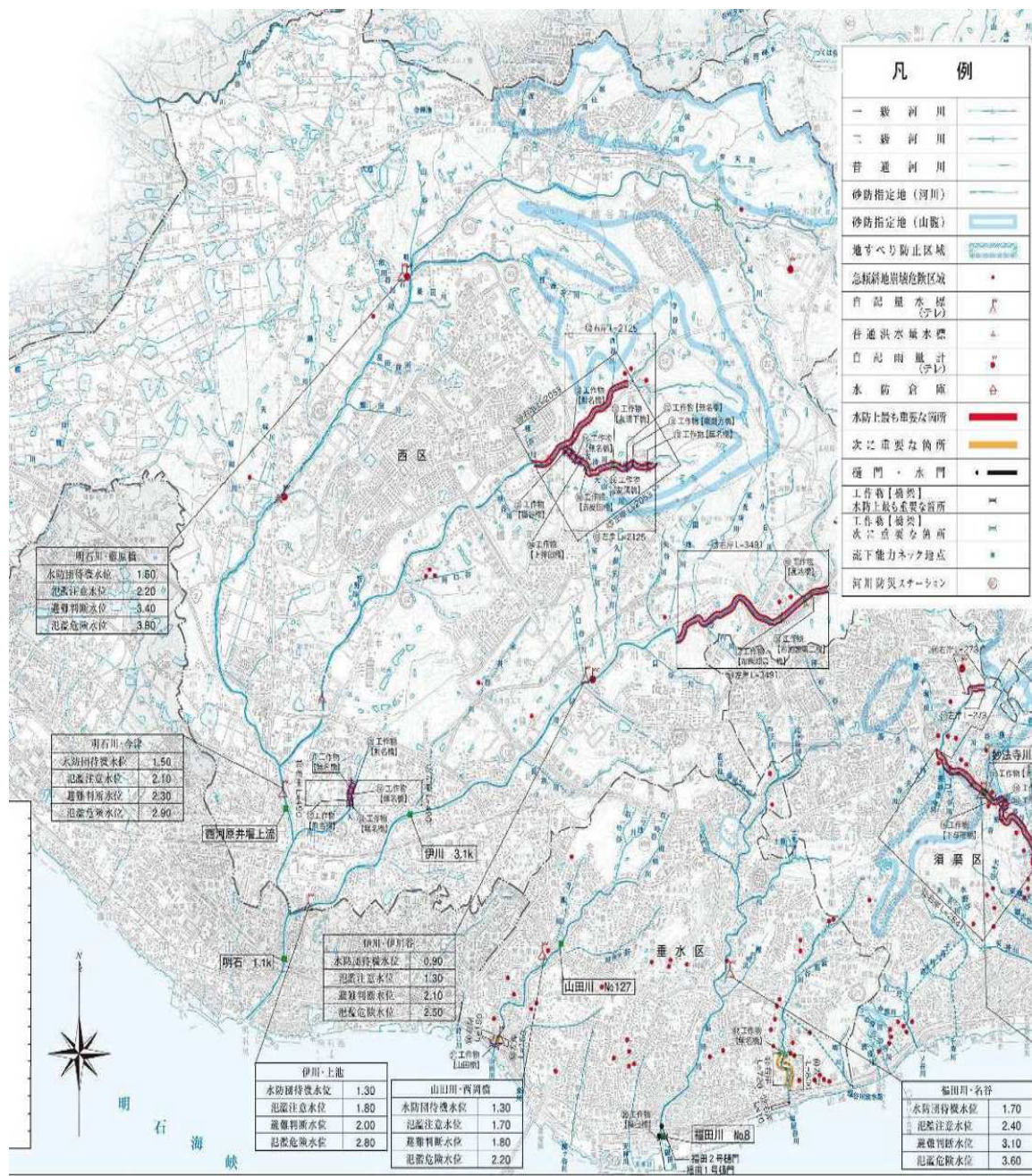


重要水防箇所図（北区①）



重要水防箇所図(北区②)





重要水防箇所図(垂水区、西区)

## 水防資料 2-1

## 雨水幹線水防地区の選定基準

雨水幹線水防地区の箇所、数量については、新雨水総合排除計画に基づく新基準で出した数値であり、昭和42年災害で浸水した区域のうち、延長100m以上の未整備路線を抽出している。

## 水防資料 2-2

## 雨水幹線水防地区一覧表

(担当課 建設局下水道部管路課)

水防区	番号	雨水幹線名	区 域	重要水防区域 危険な区域 (m)	予想される危険	備考
東灘	1	森深江雨水幹線	深江南町3丁目他	220	溢 水	
	2	辰巳雨水幹線	御影石町1丁目他	170	溢 水	
	小計		2	390		
中央	3	神戸駅前雨水幹線	相生町2丁目他	190	溢 水	
	小計		1	190		
兵庫	4	新蟹川2号雨水幹線	福原町他	250	溢 水	
	5	島上2号雨水幹線	西出町2丁目他	160	溢 水	
	6	入江通 雨水幹線	浜崎町他	800	溢 水	
	小計		3	1,210		
須磨	7	外浜雨水幹線	外浜町2丁目他	100	溢 水	
	8	須磨駅前雨水幹線	須磨浦通5丁目他	150	溢 水	
	小計		2	250		
垂水	9	坂上通 雨水幹線	坂上2丁目他	180	溢 水	
	小計		1	180		
合計			9 幹線	2,220		

## 水防資料 3-1

## 運河・海岸水防地区の選定基準

危険区域は、計画天端高さを満たしていない箇所を抽出している。

(計画天端高さ)

地 区		計画天端高 単位：m (T.P.表示)	備 考	
西神戸	前面護岸	7.6 ～ 7.8		
	吉田町前面護岸	5.6		
	内陸堤	2.9 ～ 3.3		
	長田港前面胸壁	4.1		
中神戸		2.9 ～ 3.9		
東神戸	埋立護岸	前面	3.4 ～ 5.5	
		背後	3.0 ～ 4.3	
	旧防潮堤	3.3 ～ 4.8		
	新在家水路護岸	3.1		

注：平成6年度に港湾計画の将来地形に基づき海岸保全施設の計画天端高さの見直しを行った。その後新港地区で詳細設計の結果に基づき一部見直した。

## 水防資料 3-2

## 運河・海岸水防地区一覧表

(港湾局海岸防災課) (経済観光局農水産課) (国土交通省姫路河川国道事務所)

区	区域	重要な区域延長 (m)	危険な区域延長 (m)	予想される 危険	備考
東 灘	深江南町～御影石町 東部第2～4工区各沿岸	20,310	0	津波・ 高潮・浸水	神戸市 港湾局 所管
灘	東部第1工区、灘浜町各海岸 新在 家運河沿岸 (東灘区御影塚町の沿岸含む)	6,558	0	〃	
中 央	脇浜海岸通～川崎重工沿岸 (灘区摩耶海岸通の沿岸含む)	13,711	0	〃	
兵 庫	島上地区海岸、兵庫運河全域の沿 岸、和田岬、遠矢浜、吉田町、 金平町、高松町各海岸	21,163	0	〃	
長 田	苅藻島、苅藻通～駒ケ林各海 岸、 長田東 (須磨区外浜町の沿岸含む)	9,807	0	〃	
須 磨	妙法寺川～須磨浦通各海岸	5,442	0	〃	
垂 水	塩屋町、東垂水町、宮本町、 海岸通各海岸	2,674	0	〃	神戸市経済 観光局所管
	舞子町海岸	1,000	100	〃	国土交通省 姫路河川国道 事務所所管
計		80,665	100		

## 水防資料 4-1

## 要監視ため池の判定基準

## (定義)

神戸市水防計画における「要監視ため池」とは、「防災重点農業用ため池」※1のうち、老朽化の進行または構造上の不備等によって洪水または地震等に対して脆弱な状態であり、改修または耐震補強が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

## ※1 防災重点農業用ため池

防災重点用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）第4条第1項の規定により兵庫県知事が指定したため池

## (判定基準)

次の（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

- （１） 劣化状態及び洪水に対する能力に関する定期点検の結果、次のア～サのいずれかに該当するもので、被害想定区域に人家・公共施設等があり、改修が必要と認められるもの。

## 【堤体】

- ア 全体または部分的に流れがある、漏水が生じている場合
- イ 前法部において、築堤当時の想定断面から断面変形が進行している場合（断面変形率3%以上）
- ウ 前法部において、陥没・穴があり漏水またはパイピングを助長している場合
- エ 後法部において、はらみ出し・陥没・穴があり、湧水または漏水がある場合
- オ 堤頂部において、陥没・穴・ひび割れがある場合（漏水またはパイピングに起因しないものを除く）  
または前法浸食により堤頂幅が不足している場合
- カ 天端と満水位との差が0.5m未満の場合

## 【洪水吐】

- キ コンクリート・石積構造において、ひび割れが全体に及んでいる、または破損により機能が著しく低下している場合
- ク 土水路構造において、破損箇所が多く洪水流による洗堀により全壊のおそれが高い場合
- ケ コンクリート等による永続的な堰上げがされており、余裕高が減少または消失している場合
- コ 現況の洪水吐能力が100年確率洪水流量未満に相当する場合

## 【取水施設】

- サ 施設として操作ができず、機能していない場合

(2) 耐震調査の結果、以下のア～ウに該当するもので、被害想定区域に人家又は公共施設があり、耐震補強が必要と認められるもの

ア 円弧すべり法による、堤体上流側法面または下流側法面の安全率が1.2未満のもの

イ 液状化による沈下量が天端高さと同常時満水位との差を超えるもの

ウ レベル2地震動を対象とする詳細ニューマークD法等による沈下量が、堤体天端高さと同200年確率または既往最大のいずれか大なる雨量による設計洪水水位との差を超えるもの

【参考】防災重点農業用ため池の指定要件

1号基準	浸水想定区域のうち当該ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等が存すること
2号基準	貯水する容量が1,000m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、浸水想定区域のうち当該ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること
3号基準	貯水する容量が5,000m <sup>3</sup> 以上であり、かつ浸水想定区域に住宅等が存すること
4号基準	当該ため池が警戒区域等(土砂災害警戒区域その他の急傾斜地の崩壊等が発生する区域)にあり、かつ、急傾斜地の崩壊等により当該ため池が決壊した場合に当該警戒区域等に存する住宅等の居住者または利用者に被害を及ぼす恐れがあると認められるもの

## 水防資料 4-2

## 令和5年度 要監視ため池一覧表

No.	防災支援 システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )
1	281000013	南新池	北区山田町小河字平五郎19	3.7	25.0	0.5
2	281000016	愛宕池	北区山田町原野字鹿ヶ谷10	5.4	100.0	15.0
3	281000017	シイダニ池	北区山田町原野字猪谷山4	5.3	60.0	9.5
4	281000020	ズッケ池	北区山田町原野天神12	7.0	33.0	6.0
5	281000021	金場池	北区山田町中字金場6	3.1	67.0	8.0
6	281000023	水神池	北区山田町福地字新池103	7.2	35.0	24.0
7	281000024	八田下池	北区山田町中字八田20	5.3	58.0	4.2
8	281000025	八田上池	北区山田町中字八田21	5.0	23.0	2.0
9	281000031	雫谷池	北区山田町坂本字雫谷95	5.6	50.0	4.5
10	281000035	二の池	北区山田町東下字エノコロ谷1	9.6	58.0	40.0
11	281000046	カイノキ谷池	北区山田町東下柏木谷9	8.5	63.2	17.0
12	281000047	水口下池	北区山田町西下字水口5	6.2	37.0	10.0
13	281000048	三ツ池	北区山田町西下字水口7	9.5	45.0	34.0
14	281000050	水口中池	北区山田町西下字水口6	9.5	45.0	4.0
15	281000057	池の谷上池	北区有野町有野宮ノ谷122-1	5.5	64.0	20.0
16	281000060	岡場大池	北区有野町有野字上ノ山1891	5.9	85.0	38.7
17	281000062	新池	北区有野町有野字上ノ山1892	5.2	45.0	5.8
18	281000063	有野大池	北区有野町有野字中尾3793-2、4419-4	22.7	101.5	179.8
19	281000065	西谷下池	北区八多町深谷西谷355-1	8.4	59.0	7.5
20	281000066	松岡池	北区八多町深谷池の上313	3.4	77.0	14.0
21	281000071	奥谷池	北区八多町附物字奥谷466	5.7	60.0	9.0
22	281000073	五丁上池	北区八多町附物字五丁1211	4.5	21.0	2.0
23	281000078	皿池	北区八多町附物皿池24	4.1	105.0	11.0
24	281000079	手運池	北区八多町附物字手運谷1358	4.0	18.5	8.0
25	281000081	狩俣池	北区八多町附物字狩俣1153	3.9	46.0	14.0
26	281000083	下わらど池	北区八多町附物字上わらど1340	2.4	70.0	15.0
27	281000099	濁下池	北区八多町西畑字瀧の脇228	6.7	55.0	19.5
28	281000102	濁上池	北区八多町西畑字瀧の脇226	6.9	75.0	11.0
29	281000104	新池	北区八多町西畑字瀧の脇274-5	5.0	40.0	4.3
30	281000107	中ノ池	北区八多町中字西敷合谷532-1、669-2	7.5	170.0	87.0
31	281000109	カシワ池	北区八多町下小名田字宮ヶ谷572	4.0	37.0	2.0
32	281000110	中ノ池	北区八多町下小名田字宮ヶ谷559	4.0	37.0	5.0
33	281000111	京地池	北区八多町下小名田字京地谷553-1、586-2、584-2	5.9	85.0	27.5
34	281000119	干ヶ谷池	北区八多町吉尾字干ヶ谷1072	2.3	18.0	3.0
35	281000124	メグリ池	北区八多町上小名田メグリ793	4.0	65.0	12.0
36	281000126	音谷池	北区八多町上小名田字音谷1811	5.0	38.0	2.5
37	281000127	五龍池	北区八多町上小名田字五龍97	3.5	40.0	3.1
38	281000131	畑垣内池	北区八多町上小名田字畑ノ垣内1810	3.6	25.0	1.3
39	281000135	末釜池	北区八多町上小名田字末釜奥1821	3.2	67.0	19.0
40	281000139	美濃谷中池	北区道場町塩田池ノ上152	10.4	98.0	23.0
41	281000140	美濃谷上池	北区道場町塩田池ノ上178	8.5	79.0	23.0
42	281000144	沖代池	北区道場町目下部沖代1276	5.5	255.0	33.2
43	281000145	鹿ノ子大池	北区長尾町宅原字大池2902	8.8	105.4	65.0
44	281000146	下奥田池	北区長尾町宅原字奥田83	5.9	105.0	48.0
45	281000148	宅原狭間池	北区長尾町宅原狭間10	5.7	70.0	70.7
46	281000150	岡堂池	北区長尾町宅原字岡堂1460	6.5	51.0	12.0
47	281000155	壺池	北区長尾町上津字小屋ヶ谷2916	7.8	72.0	14.0
48	281000158	三尊谷池（下三尊谷池）	北区長尾町上津中池2889	6.4	72.0	18.0



No.	防災支援システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)
49	281000162	高坂池	北区長尾町上津高坂4316	7.4	163.0	132.0
50	281000171	東ノ池	北区長尾町上津東ノ池辻4657	5.5	43.0	1.0
51	281000175	下地ヶ谷池	北区赤松台1丁目7-2	8.3	87.0	10.5
52	281000176	原久池	北区大沢町市原原久谷156-5、166-2、206-2、1205	11.2	81.5	27.0
53	281000179	空の池	北区大沢町市原青田辻1207	3.0	48.0	3.0
54	281000184	新池（上大沢）	北区大沢町上大沢字岸ノ奥516	4.6	26.0	8.0
55	281000188	善入大池	北区大沢町上大沢字天提1700	6.2	77.0	30.0
56	281000203	本谷池	北区大沢町神付字上保池320	4.8	41.0	3.5
57	281000215	皿池	北区大沢町日西原487	3.7	84.0	3.0
58	281000218	上矢名池	北区大沢町日西原奥ヶ畑374	20.0	54.0	12.0
59	281000223	菅谷池	北区大沢町日西原2881～2891	6.9	83.0	25.0
60	281000224	長池	北区大沢町日西原字道志塚434	6.0	47.0	5.0
61	281000230	上中池	北区大沢町簾字ナクチ135-1	6.5	25.5	9.0
62	281000235	西谷池	北区淡河町北僧尾字下切538	9.0	45.0	8.0
63	281000245	西谷池	北区淡河町南僧尾字横尾895-1	7.4	65.0	7.5
64	281000247	松尾池	北区淡河町南僧尾1732-1	8.7	86.3	51.6
65	281000248	上の沢下池	北区淡河町南僧尾字上ノ沢6	13.0	116.4	297.4
66	281000259	小池	北区淡河町淡河字小池1391	6.0	90.0	24.0
67	281000261	皿池	北区淡河町淡河字大池1565	2.9	45.0	3.5
68	281000262	滝谷上池	北区淡河町淡河字滝谷2018	10.0	50.0	5.0
69	281000263	滝谷下池	北区淡河町淡河字滝谷2019	7.0	55.0	7.6
70	281000269	又池	北区淡河町勝雄741-1	10.1	150.0	101.0
71	281000270	新池	北区淡河町勝雄字空山726	5.2	37.0	10.0
72	281000271	サザ池	北区淡河町勝雄801	5.7	170.0	49.1
73	281000272	西谷大池	北区淡河町勝雄808	8.8	142.2	65.6
74	281000279	保木谷池	北区淡河町東畑字ムクロジ120	6.0	63.0	31.0
75	281000283	奥の谷池	北区淡河町東畑字築前79	5.0	34.0	14.0
76	281000290	中池	北区淡河町木津尻谷487	8.0	25.0	14.0
77	281000291	重谷大池	北区淡河町木津尻谷488	17.2	54.2	68.3
78	281000296	北大池	北区淡河町萩原字池の尻848-1	13.5	90.0	89.0
79	281000299	南中の池（上池）	北区淡河町萩原字南山の谷342	10.6	113.0	38.8
80	281000300	南中の池（下池）	北区淡河町萩原字南中池343	8.6	109.4	94.5
81	281000302	樋ヶ谷池	北区淡河町北畑字安場552	14.7	70.0	259.2
82	281000305	西谷池（北畑）	北区淡河町北畑字穴ブシ19	10.5	80.0	157.0
83	281000306	丈ヶ池	北区淡河町北畑字笹ヶ谷601	10.0	88.0	51.4
84	281000311	南垣池	北区淡河町北畑字辻の沢188	4.4	30.0	2.0
85	281000316	川池	北区淡河町神影字下垣938	5.3	30.0	8.3
86	281000323	新池（石峯寺新池）	北区淡河町神影西の岡939	8.0	60.0	27.5
87	281000328	栗の木池	北区淡河町神田字栗ノ木918	5.9	72.0	20.5
88	281000329	奥池	北区淡河町神田字五味26	8.5	85.0	25.0
89	281000330	土辻大池	北区淡河町神田字五味64	3.6	50.0	2.0
90	281000333	比丘尼池	北区淡河町神田字坂谷126	10.0	55.0	15.0
91	281000338	西の谷池	北区淡河町神田字大町286-1	2.2	45.0	12.0
92	281000340	白銀子池	北区淡河町野瀬字白銀子1041番	6.5	55.0	9.0
93	281000342	池の谷池	北区淡河町野瀬字白銀子1059番	10.0	31.0	2.5
94	281000343	大同池	北区淡河町野瀬字粟島311、312-2、313	8.8	60.0	13.0
95	281000344	山田池	北区淡河町野瀬字粟島332番	5.2	120.0	6.0
96	281000345	長池	北区淡河町野瀬字粟島275番	3.0	80.0	2.0
97	281000346	皿池	北区淡河町野瀬字山の谷1703	6.8	88.0	13.0
98	281000349	野瀬大池	北区淡河町野瀬大池2163-1	12.6	130.0	87.5
99	281000351	野瀬池	北区淡河町野瀬字白銀子976番	11.9	43.9	11.0
100	281000357	後垣下池	北区八多町附物後垣657	1.9	30.0	1.5

No.	防災支援システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)
101	281000358	西新池	北区長尾町宅原字西新池1109番	9.0	96.0	36.0
102	281000359	三山池	北区長尾町宅原字三山1149番	6.5	45.0	9.9
103	281000360	六根下池	北区大沢町上大沢六根893	5.5	43.0	3.1
104	281000361	谷山大池	西区伊川谷町布施畑谷山大池977-4、-10、-15	9.0	75.0	37.5
105	281000365	柏木谷大池	西区伊川谷町布施畑柏木谷大池1094	6.5	57.0	37.5
106	281000367	なまづ池	西区伊川谷町布施畑季731	6.7	25.0	4.0
107	281000378	前の谷池	西区伊川谷町井吹字前ノ谷345-1	9.8	63.0	1.0
108	281000379	東室谷大池	西区伊川谷町井吹字東室谷1113	7.0	42.5	4.9
109	281000380	東室谷川池	西区伊川谷町井吹字東室谷1121	4.0	41.5	5.6
110	281000381	稗谷下池	西区伊川谷町前開字垣内1023	2.7	24.0	4.0
111	281000382	稗谷上池	西区伊川谷町前開字垣内1025	5.0	16.0	1.6
112	281000384	権太郎大池	西区伊川谷町前開字権太郎621-1	7.4	320.0	35.0
113	281000386	大口谷下池	西区伊川谷町前開字室谷1381-1、1382-1、1382-3	6.6	32.0	19.3
114	281000391	植池	西区伊川谷町別府井ヶ谷奥472-1	4.2	50.0	6.0
115	281000393	芳ヶ谷池	西区玉津町水谷字ヨシカ谷399	6.2	135.0	25.0
116	281000394	五番池	西区玉津町水谷字青谷396	9.4	100.0	25.0
117	281000395	今池	西区玉津町高津橋今池尻989-1	3.5	215.0	15.0
118	281000396	奥ノ池	西区玉津町高津橋宇奥池西原776	3.7	190.0	20.0
119	281000398	大谷池	西区玉津町高津橋大谷尻964	5.0	180.0	49.5
120	281000400	野谷池	西区玉津町高津橋野谷池西原554	5.1	84.0	22.0
121	281000402	下の池	西区玉津町高津橋字和井取原892	2.7	33.0	3.0
122	281000404	平池	西区伊川谷町潤和1264番地	3.1	202.0	48.8
123	281000406	万願寺池	西区玉津町今津373	4.4	300.0	46.0
124	281000407	丸山池	西区玉津町二ツ屋字青谷6	2.6	130.0	24.7
125	281000409	尻池	西区押部谷町西盛字高ヶ原521	5.5	149.0	14.1
126	281000411	日吉谷池	西区押部谷町西盛字上垣内569	7.5	107.0	35.5
127	281000416	大門大池	西区押部谷町近江164	4.4	48.0	16.0
128	281000417	大門中池	西区押部谷町近江165	4.5	28.0	1.5
129	281000420	大門小池	西区押部谷町近江163	3.7	30.0	1.0
130	281000421	善慶谷下池	西区押部谷町高和1438	8.1	60.0	26.0
131	281000423	善慶谷上池	西区押部谷町高和1439	5.0	30.0	14.3
132	281000425	奥清水谷池	西区押部谷町高和1536	11.6	74.8	50.0
133	281000426	高和大池	西区押部谷町高和中溝1394	8.0	334.0	26.0
134	281000428	昭和池	西区押部谷町高和1440-6	8.4	90.0	42.2
135	281000430	三号池（堅田3号池）	西区押部谷町和田字寺谷830-19	16.2	80.0	37.0
136	281000433	天王池	西区押部谷町和田字下古野681	4.1	36.0	1.4
137	281000435	ヒバノ池	西区押部谷町和田字上古野642	6.5	54.0	8.7
138	281000441	古野池	西区押部谷町和田字上古野643	7.0	180.4	25.0
139	281000455	常緑池	西区押部谷町細田字前田848	3.7	150.0	11.0
140	281000461	三谷池	西区押部谷町高和字堂東1402	6.7	100.0	30.0
141	281000462	新池	西区押部谷町柴字北山205-28	9.9	93.0	71.3
142	281000466	一つ目池	西区押部谷町柴字北山205-18	8.9	89.0	25.0
143	281000473	東口池	西区押部谷町押部字吉谷724-1	5.7	112.0	18.1
144	281000475	皿池	西区押部谷町押部字吉谷716-1	4.1	71.0	3.3
145	281000476	明神池	西区押部谷町押部字吉谷718	4.1	83.0	16.1
146	281000478	東中池	西区押部谷町押部字吉谷725	6.5	76.0	13.3
147	281000479	東奥池	西区押部谷町押部字吉谷726-1	6.5	100.4	11.8
148	281000480	寺池	西区押部谷町押部字上垣内703-1	2.1	41.0	1.0
149	281000481	田圃池	西区押部谷町福住字岡本480-1	4.5	266.0	16.2
150	281000482	文政池	西区押部谷町福住字笹倉611	6.2	187.0	18.0
151	281000483	大池	西区押部谷町福住字笹倉621	9.7	230.0	36.0
152	281000487	川池	西区押部谷町木津字東笹山1365-1、-2	10.2	110.0	163.8

No.	防災支援システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )
153	281000488	長池	西区押部谷町木津字北平山1528	11.2	138.0	31.7
154	281000493	若宮池	西区押部谷町木津字地蔵西1616	5.5	90.0	9.0
155	281000498	ケゲ谷通池	西区押部谷町木見字橋ヶ谷551-1	1.8	48.0	1.0
156	281000511	中が谷の池	西区榎谷町寺谷字従弟谷730	4.2	95.0	2.8
157	281000513	松尾ヶ谷奥池	西区榎谷町寺谷字松尾ヶ谷787	3.7	41.0	6.0
158	281000514	岩渕池	西区榎谷町寺谷字上滝ヶ谷623	14.9	91.0	98.0
159	281000520	新池口池	西区榎谷町寺谷字中山736	4.4	35.0	30.0
160	281000522	口池	西区榎谷町寺谷字平地485-6	4.1	67.0	2.7
161	281000529	畑田池	西区榎谷町友清字畑田東273	6.6	76.0	7.2
162	281000530	下畑田奥池	西区榎谷町友清字畑田東279	6.5	30.0	1.0
163	281000531	寺池	西区榎谷町福谷字城ヶ谷708-1	5.4	80.0	1.5
164	281000536	佃井大池	西区榎谷町長谷字一ヶ谷95	8.9	100.0	13.0
165	281000537	新池(中池)	西区榎谷町長谷字一ヶ谷96	5.4	69.0	10.0
166	281000538	乙の池	西区榎谷町長谷字一ヶ谷97	5.6	60.0	10.0
167	281000539	光松口池	西区榎谷町長谷字光松14	6.0	55.0	5.9
168	281000540	小谷池	西区榎谷町栃木字小谷1121	6.9	50.0	3.5
169	281000546	七番池	西区榎谷町松本513-2、514-1	7.5	134.0	33.4
170	281000556	山の谷池	西区平野町宮前字三反畑365	7.6	69.6	23.0
171	281000557	新池	西区平野町印路新池谷610-1	6.8	83.0	28.0
172	281000558	由池	西区平野町印路字百姓谷475	7.4	44.0	4.4
173	281000559	大池	西区平野町印路大池谷678	9.7	87.0	44.0
174	281000560	皿池	西区平野町印路百姓谷485-1	3.0	113.0	12.0
175	281000565	福地池	西区平野町西戸田字福地133	6.2	30.0	1.2
176	281000568	大堤防池(宮ヶ谷調整池)	西区神出町古神223-49、-50他	11.0	145.0	200.0
177	281000574	金棒池	西区神出町金棒池1-1、-2	8.0	105.0	206.8
178	281000575	大沢新池(大沢池)	西区神出町古神字浄念764-1、-3~7	5.0	235.0	60.7
179	281000576	新ノ池(大沢上新池)	西区神出町古神字辻道732	4.7	99.0	5.8
180	281000584	入道ヶ池(相生池)	西区神出町小東野字小池59	5.7	100.0	19.8
181	281000587	口池	西区神出町東字奥ノ垣990	5.4	168.0	27.0
182	281000588	合之池	西区神出町東字合之池607	6.2	713.0	138.0
183	281000589	青池	西区神出町東字山ノ尾1146-1	5.7	330.0	41.0
184	281000590	小池	西区神出町東字小池608	5.0	330.0	45.7
185	281000591	大皿池	西区神出町東字大皿池1183-1、1187-1	10.9	250.0	89.0
186	281000592	大池	西区神出町東字大池609	6.9	645.0	220.0
187	281000593	拍子ヶ池	西区神出町東字拍子ヶ池606-1	6.4	202.5	107.0
188	281000594	笹池	西区神出町東字笹池1181、1182-7、-8、-43、-45	5.4	251.0	44.0
189	281000596	鍋谷池	西区神出町田井1306、1320-3他	14.1	111.0	194.0
190	281000601	和合成池	西区神出町田井字三ツ葉松627-1	2.5	287.0	15.4
191	281000602	釜池	西区神出町田井寺垣内409、410、605	4.4	344.0	14.0
192	281000604	前池	西区神出町田井字茶ノ内1112	3.9	340.0	20.0
193	281000608	2号池	西区神出町宝勢914-2、岩岡町岩岡3他10筆	5.3	450.0	60.0
194	281000609	豊年池	西区神出町宝勢1488番地他15筆	4.0	340.0	41.0
195	281000611	豊年新池	西区神出町宝勢1507番地2	4.6	200.0	12.0
196	281000612	白蛇池	西区神出町宝勢3177	5.3	560.0	83.0
197	281000614	小出上池	西区神出町宝勢字水出下416-1	4.8	241.0	42.0
198	281000615	大道池	西区神出町宝勢大道池1024	3.9	569.0	46.0
199	281000617	小鳥喰池	西区神出町宝勢3766-1	7.9	863.5	309.0
200	281000621	笠松池	西区神出町広谷字北岡4-18、623-99	6.2	67.0	18.0
201	281000624	下池	西区神出町広谷字赤坂567、571-2、572、573-1、568-1	5.9	418.0	41.0
202	281000625	上池	西区神出町広谷字赤坂1100	2.2	100.0	5.0
203	281000628	新池	西区神出町池田字南塚中187-2他19筆	2.1	249.0	5.0
204	281000631	辰ヶ谷池(辰ヶ池)	西区神出町紫合字尾崎9他12	4.5	370.0	33.2

No.	防災支援システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)
205	281000633	養林上池	西区神出町紫合字養林555	3.4	684.5	59.0
206	281000634	養林下池	西区神出町紫合字養林555	6.5	460.0	49.0
207	281000635	3号池	西区岩岡町岩岡1721-2	6.6	525.0	152.0
208	281000636	4号池	西区岩岡町岩岡181-3他13筆	6.0	352.0	42.5
209	281000638	岩岡町甲7号池	西区岩岡町岩岡1122-1	5.9	1,108.0	264.0
210	281000639	ポンプ池	西区岩岡町岩岡90-2他29筆	5.3	871.0	134.0
211	281000643	天狗池	西区岩岡町岩岡2531	5.0	620.0	77.2
212	281000644	5号池	西区岩岡町岩岡1632、1313-4、1325-4、1326-2	5.3	974.0	262.0
213	281000645	12号池	西区岩岡町西脇字西脇841-2他61筆	9.5	975.0	306.0
214	281000649	戎池	西区岩岡町古郷1727-1、-3、1731-2	4.5	352.0	13.0
215	281000652	印籠池	西区岩岡町古郷字福吉東256-1	9.5	220.0	183.0
216	281000654	南新池	西区岩岡町野中字内山192-1他44筆	5.7	520.0	62.0
217	281000656	野中大池	西区岩岡町野中字中筋823-1	3.9	670.0	120.0
218	281000657	呉錦堂池	西区神出町古神223-4-1他	17.5	295.0	390.0
219	281000663	手中池	西区神出町紫合531-20	5.0	1,190.0	173.0
220	281000667	獅子ヶ池	須磨区妙法寺字池ノ尻1288	1.9	170.0	22.0
221	281000668	野路池	須磨区妙法寺字野路山1051-2	5.2	21.0	1.2
222	281000688	上の池	須磨区白川字堂ノ西462	4.5	33.3	2.0
223	281000698	谷子池	垂水区名谷町1938-1	4.8	30.0	1.2
224	281000700	井之谷大池	垂水区下畑町1908	4.8	25.0	0.4
225	281000702	ひょうたん池	垂水区塩屋町南谷860番	6.3	32.0	4.8
226	281000712	奥の谷池	北区山田町上谷上字宮開地64	4.3	19.0	0.1
227	281000713	ハタバタ池	北区山田町下谷上字芝床ノ上28	6.2	33.0	8.8
228	281000716	墓の下池	北区山田町上谷上字畑開地25	2.4	22.0	0.1
229	281000717	植芝池	北区山田町上谷上字上ノ山42	4.5	35.0	0.2
230	281000718	山池	北区山田町上谷上字登リ尾10	4.5	20.0	0.4
231	281000721	前田池	北区山田町上谷上字木戸ノ上25	2.0	30.0	0.9
232	281000722	奥谷池	北区山田町下谷上奥谷1	5.9	27.0	9.2
233	281000723	うなぎのて池	北区山田町下谷上字田代1	5.3	41.0	42.6
234	281000724	寺ノ上池	北区山田町原野字寺ノ上4	2.4	20.0	0.2
235	281000725	茂村谷池	北区山田町原野字西脇山18-3	4.0	31.0	1.2
236	281000736	東本池	北区有野町唐櫃1727	2.4	27.0	0.3
237	281000737	上池	北区有野町唐櫃1744	2.4	20.0	0.4
238	281000738	東本池	北区有野町唐櫃字東本1713番1	2.4	41.0	1.0
239	281000739	畑垣池	北区有野町唐櫃2333	1.1	17.0	0.1
240	281000741	平山池	北区八多町附物1170	2.5	18.0	0.5
241	281000748	宮の下西池	北区八多町屏風馬場垣内560	2.8	92.0	2.0
242	281000749	西畑257池	北区八多町西畑257	1.0	35.0	0.2
243	281000750	ハス池	北区八多町西畑247-1	3.1	42.0	1.7
244	281000751	本岡池	北区八多町中638、639	2.7	20.0	0.2
245	281000752	仲池	北区八多町吉尾126	2.2	17.0	0.1
246	281000754	奥出池	北区八多町吉尾624	2.4	40.0	1.0
247	281000756	土ノ池	北区八多町吉尾川添553	2.9	23.0	1.7
248	281000758	林池	北区八多町上小名田2015-1、2	1.7	40.0	0.4
249	281000760	塩田246池	北区道場町塩田246	5.9	35.0	2.0
250	281000761	鍛冶谷池	北区道場町塩田881	4.5	31.0	3.7
251	281000762	西垣池	北区道場町塩田885	2.8	39.0	1.0
252	281000764	南所池	北区道場町塩田字鍛冶屋谷882	4.4	30.0	3.1
253	281000766	四軒茶屋2番池	北区長尾町宅原1875	3.8	44.0	2.8
254	281000768	炭焼池	北区長尾町宅原字炭焼439-1	2.0	65.0	1.0
255	281000771	中池	北区長尾町上津2324-1、2325-6、2326-1	3.3	18.0	0.4
256	281000773	下池	北区長尾町上津3494	2.6	20.0	0.4

No.	防災支援システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)
257	281000779	下鍛冶屋垣内池	北区長尾町上津2767	3.8	43.0	4.0
258	281000782	東の山の下池	北区大沢町市原1211-2	2.2	59.0	0.4
259	281000784	まんぼう池	北区大沢町市原1094	5.4	41.0	6.0
260	281000786	岡池	北区大沢町上大沢1522	2.9	22.0	0.1
261	281000790	廣通上池	北区大沢町神付廣通126	2.4	17.0	0.5
262	281000792	上池	北区大沢町中大沢922	2.1	41.0	0.5
263	281000793	廻池	北区大沢町日西原479	2.3	43.0	1.0
264	281000796	上泉ヶ谷池	北区大沢町日西原字大谷445	6.1	93.0	15.0
265	281000797	下泉ヶ谷池	北区大沢町日西原字泉ヶ谷517	2.9	44.0	1.0
266	281000799	中垣池	北区大沢町簾194	2.7	55.0	2.0
267	281000800	宮池	北区大沢町日西原2410	4.3	39.0	3.0
268	281000801	井戸池	北区淡河町北僧尾519-3	3.8	39.0	3.0
269	281000803	お池	北区淡河町南僧尾字鶴間2289	4.0	56.0	4.6
270	281000805	正神池	北区淡河町南僧尾上ノ沢1084	3.5	47.0	2.0
271	281000813	射場池	北区淡河町萩原1199	8.0	17.0	0.1
272	281000814	北野池	北区淡河町萩原1227-12	2.9	33.0	0.4
273	281000816	ほて池	北区淡河町北畑上の沢74	2.4	33.0	1.0
274	281000817	びり池	北区淡河町北畑197	2.9	31.0	0.3
275	281000819	石野池	北区淡河町神影157-1	2.3	15.0	0.1
276	281000825	井本池	北区淡河町神田1096	2.7	36.0	0.1
277	281000828	獅子追池	北区淡河町神田392	4.6	36.0	3.0
278	281000830	城谷池	北区淡河町神田307	3.3	52.0	4.0
279	281000963	四軒茶屋池	北区長尾町宅原1877	8.5	24.0	1.1
280	281001177	開内寺西池	西区伊川谷町布施畑624	1.2	18.0	0.2
281	281001179	北谷ヶ谷池	西区伊川谷町布施畑573	3.4	39.0	0.7
282	281001180	中畑大池	西区伊川谷町布施畑807	13.0	30.0	3.9
283	281001181	ナガ池	西区伊川谷町布施畑808	2.8	71.0	2.0
284	281001184	下宮池	西区伊川谷町上脇1004	4.1	56.0	5.0
285	281001191	丹田池	西区伊川谷町前開2057	2.7	60.0	1.0
286	281001193	奥ノ池	西区伊川谷町前開726-1	1.5	67.5	7.3
287	281001194	谷池	西区伊川谷町有瀬字池林679-1他	1.0	50.0	5.7
288	281001195	下庄ノ池	西区長畑町335	5.2	70.0	10.0
289	281001196	大道池	西区押部谷町西盛字高ヶ原527-1	3.8	38.0	2.0
290	281001200	新池	西区榎谷町友清315	3.9	22.0	1.3
291	281001201	畑田新池	西区榎谷町友清380	3.5	24.0	2.0
292	281001204	諏訪池	西区榎谷町長谷字澁谷77	5.0	54.0	3.2
293	281001206	佃井南池	西区榎谷町長谷186	4.9	24.0	2.7
294	281001207	横山池	西区榎谷町栃木2	4.8	21.0	1.6
295	281001210	びわの谷池	西区榎谷町菅野16	5.9	40.0	3.2
296	281001212	東山下池	西区榎谷町菅野126	2.9	39.0	1.0
297	281001213	北山新池	西区榎谷町菅野684	5.6	206.0	32.0
298	281001217	皿池	西区平野町大野字居屋敷139-1	2.8	34.0	23.9
299	281001219	大道池(下池)	西区神出町宝勢字大道池尻1024	4.8	277.0	17.0
300	281001221	上宮池	西区伊川谷町上脇1003	2.7	44.0	3.0
301	281001231	新池	西区伊川谷町前開2059	7.3	22.0	1.0
302	281001282	東垣内奥池	西区榎谷町友清380-1	3.2	22.0	2.0
303	281001309	西の池の上池	北区山田町原野字木戸口6	4.2	7.0	0.0
304	281001318	塩田894池	北区道場町塩田894	3.4	22.0	1.0
305	281001319	上池	北区淡河町北僧尾520	2.8	15.0	1.0
306	281001320	下浦池	北区大沢町簾654	3.1	10.0	0.2
307	281001355	下池	北区山田町藍那字上小野10	2.4	37.0	0.8
308	281001357	上池	北区山田町藍那字上小野11	4.3	53.0	6.4

No.	防災支援 システムID	ため池名称	所在地	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)
309	281001449	榎尾池	北区山田町小河字榎ノ尾17	9.8	58.0	23.8
310	281001510	ジョンノ池	北区山田町坂本字原114	2.0	69.0	1.1
311	281001520	谷寺池	北区山田町原野字芦谷山1	5.2	13.6	2.2
312	281001532	尾下上池	北区有野町唐櫃1753	2.4	16.5	0.2
313	281001533	尾下下池	北区有野町唐櫃1720	1.6	15.5	0.1
314	281001656	東池	北区淡河町東畑614-1	4.3	25.5	0.5
315	281001727	栗坪池	北区淡河町北僧尾1746	4.2	71.0	3.3
316	281001778	伊勢講池	北区淡河町北僧尾394	3.2	36.8	1.0
317	281001855	矢口池	北区大沢町中大沢1118	5.0	41.3	1.1
318	281001920	ドンガメ池	北区大沢町日西原1733	3.6	31.0	2.8
319	281001928	北区 - 3683	北区大沢町市原176	4.6	47.7	0.3
320	281001944	高水池	西区伊川谷町別府1327-1	1.9	30.0	1.8
321	281002021	中ノ池	西区櫛谷町友清277	4.0	20.7	0.3
322	281002023	城ヶ谷口池	西区櫛谷町福谷字城ヶ谷738-1	3.8	46.5	1.0
323	281002025	城ヶ谷奥池	西区櫛谷町福谷字城ヶ谷731	5.4	47.2	12.6
324	281002030	天剛口池	西区櫛谷町寺谷40	3.8	40.7	2.0
325	281002031	天剛奥池	西区櫛谷町寺谷41	3.8	18.8	2.7
326	281002065	新刈屋谷池	西区神出町南417-1	5.9	32.0	4.4
327	281002096	上田井奥池	西区押部谷町細田644	2.9	41.2	0.3
328	281002142	市原-131	北区大沢町市原131	1.8	40.0	0.3
329	281002143	大日池	西区押部谷町細田699	2.0	7.6	0.2